

# 第7回大館市・比内町・田代町合併協議会会議録

日 時：平成16年8月2日（月） 午後1時30分

場 所：比内町役場 2階 大会議室

## 会議の次第

1．開 会

2．会長あいさつ

3．議 題

(1) 協 議

協議案第12号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

協議案第18号 新市建設計画(素案)について

協議案第19号 地方税の取扱いについて

協議案第20号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議案第21号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議案第22号 町名、字名の取扱いについて

協議案第23号 慣行の取扱いについて

協議案第24号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議案第25号 男女共同参画事業の取扱いについて

協議案第26号 国際交流事業等の取扱いについて

協議案第27号 広報広聴関係事業の取扱いについて

協議案第28号 納税関係事業の取扱いについて

協議案第29号 生活保護事業の取扱いについて

4．その他

5．閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長 小 畑 元  
副会長 佐 藤 賢一郎 吉 田 光 明  
委員 伊 藤 毅 渡 辺 久 憲 荒 川 邦 隆  
中 村 弘 美 畠 沢 一 郎 吉 原 正  
菅 原 金 雄 岩 淵 吉三郎 佐 藤 照 雄  
齋 藤 惠 子 中 田 直 行 仙 台 隆 義  
武 田 砂代子 若 松 栄三郎 小笠原 豊  
高 坂 清 子 佐 藤 信 行 石 井 護

幹事長 佐 藤 忠 信  
副幹事長 出 島 雄 蔵 田 村 正 己  
幹事 木 村 俊 彦 山 本 貢 佐 藤 孝 昭  
本 間 勲 工 藤 堅 成 五十嵐 強

専門部会・分科会職員 企画部会 中 山 吉 行  
企画分科会 豊 田 耕 司  
財務部会 本 多 和 幸  
財政分科会長 木 村 勝 広  
税務部会 田 村 金 実  
住民部会長 富 樫 安 民  
住民部会 畠 沢 良 一  
国保分科会長 目 時 俊 一

事務局長 齋 藤 誠  
事務局次長 田 中 裕 幸 阿 部 賢 悦 小 林 浩  
事務局職員 本 多 恒 博 佐 藤 税 竹 村 邦 人 鳥 潟 幸 男  
佐 藤 拓 人 工 藤 学 安 保 貴 洋

欠席者名（敬称略）

委員 虻 川 景 一

## 会議経過

午後 1 時30分 開 会

**司会** 本日は、お忙しいところご出席くださりまして、誠にありがとうございます。  
それでは、ただいまから第 7 回大館市・比内町・田代町合併協議会を開会いたします。  
開会にあたりまして、会長であります小畑大館市長がご挨拶を申し上げます。

**小畑 元会長** 委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

また、たくさんの傍聴していただく皆様にもお礼を申し上げたいと思います。ご苦労さまです。  
前回の第 6 回協議会では、比内町の加入に伴いまして、合併協議会規約や諸規程の変更、補正予算など一連の案件をご協議いただきました。

また、合併後の最初の一般選挙時に定数特例を適用するかどうかということも、比内町議会のお考えを伺いましたが、大館市議会及び田代町議会で再度協議したいということで継続協議となっております。

本日は、本継続協議案件のほかに新市の、新しい市の建設計画素案や地方税、使用料、手数料等の住民負担にかかわる案件など13件の案件についてご協議いただくことになっております。

長時間の協議になると思いますが、どうぞよろしく願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

**司会** どうもありがとうございました。

ここで、本日、委員の皆様テーブルに置いてございます資料について、ご説明申し上げます。  
表紙に参考資料（第 7 回合併協議会事項）「平成16年 8 月 2 日差し替え」と書いてあります資料は、事前にお渡ししております参考資料と差し替えをお願いするものでございます。

また、歳入歳出の推移を書いております A 3 版 1 枚の表は、新市建設計画（素案）の61、62ページの表に10年間合計額欄を設けたものに直してございます。これも差し替えをお願いいたします。

また、A 4 を横にした参考資料12・協議案第18号と書いてあります参考資料は、新市建設計画に関する追加資料でございます。

最後に、クリップで止めてあります 2 点は、次回の第 8 回合併協議会の協議事項と、その参考資料でございます。

以上、ご確認、よろしいでしょうか。

ただいま配付の資料は、後ほど協議をいただく際に改めてご説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、本日の会議に移りたいと存じますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数をご報告申し上げます。

本日は、委員21人のうち 1 人の欠席であり、協議会規約第11条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、本日、説明員といたしまして、企画、財務、総務、税務、住民の各専門部会長と関係職員が出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会議の前にお願ひでございますが、議事録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際は、挙手の上、指名をされましてから、マイクを使

用してご発言くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、協議会規約第11条第2項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

**議長** それでは、議長を務めさせていただきます。

会議に入ります前に、会議運営規定第5条第2項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員を指名させていただきます。比内町の菅原金雄委員、田代町の岩淵吉三郎委員にお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと思います。

会議次第に従い、(1)協議を議題といたします。

最初に、継続協議となっております協議案第12号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてであります。

本案件は、合併後最初の一般選挙時に定数特例を適用するかどうかについて、継続協議となっておりますが、前回、比内町議会の定数特例の適用は不要であるとする考え方を受けて、大館市議会及び田代町議会の意向を再度確認していただいた上で、改めて協議したいということで継続協議としております。大館市議会、田代町議会の協議結果をお話しいただいた上でご協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、伊藤委員、大館市議会での協議結果についてご説明をお願いします。

**伊藤 毅委員** 大館の伊藤です。

去る7月12日に全員協議会を開きまして、確認をさせていただきました。その結果を報告します。

定数特例は使わずに、来たる平成19年の選挙には大館一区としての選挙区をすべきだと。定数30ということを確認いたしましたので報告を申し上げます。

**議長** ありがとうございます。

では、次に荒川委員から田代町議会での協議結果についてご説明をお願いいたします。

**荒川邦隆委員** 田代町の荒川でございます。

うちの方も7月15日に全員協議会を開催いたしましたけれども、定数特例は採用せずということで決定いたしました。

なお、定数については、30名ということで決定いたしました。

報告を終わります。

**議長** ただいま伊藤委員及び荒川委員から説明いただきましたが、大館市議会、田代町議会でも比内町議会と同様に定数特例の適用は不要ということで意見集約されております。これを踏まえまして、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

なお、編入合併においては、合併後最初に実施される一般選挙時の議員定数を合併までに決定しておく必要がありませんので、合併後に議会でご協議いただくというのが一般的な考え方でありまして、これを申し添えたいと思います。

それでは、これについても特にご意見があれば伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうぞ、ご発言ください。はい、小笠原委員。

**小笠原 豊委員** 何度も継続協議になっている内容でございますが、私は、かねてから定数特例の適用をお願いしてまいりました。3市町の議会が定数特例不要を決定したということではありますが、今も定数特例を適用していただきたいということには変わりはありません。2年間、在任特例の適用の2年間というのは、新市が完全に一体化するには非常に少ない期間であると思っておりますし、また、新市建設計画の遂行をみきわめるという視点から見ても2年間は短いなということを感じております。

各市町の議員が、三者がそれぞれの地域の課題などをつぶさに把握し、また理解をし、当地域の垣根を意識せずに客観的立場で対応できるようになるまでも2年間は短すぎるだろうということを感じておりますので、どうしても各地域の事情に精通した議員の選出ということが必要ではないかということを感じております。

仮に一般選挙を行うということになれば、再三申し上げてきたように、恐らく人口の少ない町にとっては、選出議員がゼロという確率も高いというわけをお願いしてきたわけです。

ただ、一人でですね、頑張っていて主張しているんですが、先回の一般の学識委員の意見をお伺いしてみると、大方は定数特例は不要だということでありますので、もしここで主張し続けても議事の進行をおくらせるということになりましょうし、ほかにご賛同する意見が出なければ皆さんのご意見に足並みをそろえたいんですけれども。

**議長** 今、小笠原委員の方から定数特例についてのご意見ございましたけれども、委員の皆様で、ほかに定数特例を適用すべしというご意見ございますでしょうか。

「なし」の声

**議長** ないということは、他の委員の皆様は定数特例不要というお考えと理解してよろしいでしょうか。

「はい」の声

**議長** ということでございます。はい、どうぞ。

**菅原金雄委員** ひとつ聞かせていただきます。

私ちょっと今、クーラー痛で困っているんですが、まあ声が出ませんが、議員の定数特例については不要というふうな形でと言ったわけですが、それに関連して、会長である小畑さん、あるいは副会長の吉田さん、あるいは佐藤さん、あなた方の場合はどうなるでしょうね。それはいつの段階でお話するわけですか。

**議長** 一般的に、こういう編入合併の場合には、編入される方については失職という形になります。

**菅原金雄委員** それは、3月の31日というわけですか。

**議長** まあ、合併時点ですね。一般的に申し上げたわけですけども……。いいですか？

**小笠原 豊委員** 地元議員がゼロになるという危険性を単純に主張してきたわけではありますが、比内町、田代町の議員もこの2年間で是非頑張っていますね、ゼロということのないように、一発でゼロということのないように頑張ってお力をだしていただくことをお願いいたしまして、皆さんの意見に合意したいというものであります。

**菅原金雄委員** わかりました。

**議長** 以上の議論を踏まえまして、協議第12号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでありますけれども、合併後最初の一般選挙時の定数の取扱いにつきましては、定数特例を適用しないということに決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** 異議なしと認めます。

それでは、協議案の12号についてでありますけれども、これは二つばかりある議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでありますけれども、平成19年4月までの在任特例を適用すること。在任特例期間中の報酬の額は1市2町の現行の額とすること。合併後、最初の一般選挙には定数特例を適用しないこと。以上のように決することにいたします。

次に、協議案第18号、新市建設計画（素案）についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局** 私の方から提案申し上げます。

第7回合併協議会協議事項の1ページをお開きいただきたいと思えます。

読み上げまして、提案させていただきます。

協議案第18号、新市建設計画（素案）について。

市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項に規定する新市建設計画（素案）を次のとおりとすることについて協議を求めます。

平成16年8月2日提出

新市建設計画（素案）は、別紙のとおりとする。

新市建設計画（素案）につきましてご協議を求めますのでございますけれども、別紙として配布しております、大館市・比内町・田代町新市建設計画（素案）により計画の概要についてご説明申し上げます。

最初に、目次をお開きください。右上の方に「別紙」となっております、「21世紀に飛翔する」という冊子の方でございます。大変申しわけありませんが、目次の方をお開き願いたいと思えます。

第1章として「序論」としてございます。それから、中段のところになります。第2章を「新市の将来像」。次のページをお願いします。上の方になります。第3章を「新市建設計画」というふうなことで、1章から3章までの構成でございます。

第1章と第2章につきましては、昨年の1市3町、1市1町の任意合併協議会におきましてご承認いただきました新市まちづくり構想とほぼ同様の内容として掲載してあるものでございます。

詳細なご説明につきましては省略させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご了承いただきますようお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第1節 計画策定の基本的な考え方

（1）計画策定の目的

本計画は、大館市と比内町及び田代町の合併後に新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより大館市と比内町及び田代町の速やかな一体化を促進して、住民福祉の向上と新市の均衡ある発展を図ろうとするものであり、合併後に策定する大館市総合計画につながるものです。

（2）計画の範囲及び期間

本計画の範囲は、大館市、比内町及び田代町とし、本計画の期間は、合併から10年間としております。

次に、大変申しわけありませんがページが飛びまして、18ページをお開きください。18ページの方になります。

第2章として、新市の将来像でございますが、ここにございます中に、時の流れを意識し、自然の

営みと心のつながりを大切にす、地域の力を結集したまちづくりとしてございます。

次のページをお開きください。19ページでございます。

新市の将来像として、同じく囲みの中でございます。21世紀に飛翔する環境先端都市～地域の多彩な魅力で創造し、自然環境と都市機能が融合した北東北の拠点都市～でございます。

次に、申しわけございませんがページが飛んで26ページをお開きください。

26ページでございますが、(2)地域ビジョンとしまして、こちらの方には各地域の地域ビジョンについて記載してございます。26ページには大館地域、次の27ページには比内地域、28ページには田代地域について記載してございます。

次に、32ページをお開きください。32ページの方でございますが、こちらの方から第3章、新市建設計画というふうなことで考えてございます。

第1節、計画構成、読み上げます。

新市建設計画は、合併特例法第5条に「合併市町村の根幹となるべき事業を定めること」とあり、続いて、「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、一体性の速やかな確立、住民福祉の向上、均衡ある発展に配慮する」と規定されています。

本章では法の主旨に基づき、新市で推進する取り組み(施策)の中で、新市の一体性を確立するための取り組み、地域の均衡ある発展を支える取り組み、合併効果を発揮するための取り組みを中心に掲載します。

したがって、これまで旧市町で推進している事業内容を大きく変更せずに、新市でも継続して実施する事業については、本章に記載がない場合でも、引き続き取り組んでいくものとします。

次に、34ページをお開きください。34ページのまちづくりの目標でございます。

1として、経済基盤の確立を目指す環境と調和した産業都市。2、3、4、5としまして、自立した地域が共栄する地域協働都市というふうな形で、まちづくりの目標を設定してございます。それぞれの右側の方に推進施策といたしまして、分野別の推進施策を体系的に記載してございます。

次に、大変申しわけありませんが37ページをお開きください。37ページでございます。

こちらの方には、推進施策の具体的な主要事業として、資源リサイクル産業の振興では、リサイクルセンター整備事業等を記載しております。以下、推進施策ごとに関連事業を次の38ページまで記載してございます。

ページをめくっていただきまして、40ページをお開きください。

40ページの下段の方になりますが、こちらの方の主要事業といたしまして、自然環境の保全と活用では、水辺の環境整備事業等を記載してございます。以下、54ページまで同様の形で、まちづくりの目標に関しまして主要事業について掲載してございます。

大変申しわけありません。ページが飛びまして55ページをお開きください。55ページです。

第4節、新市における秋田県事業の推進。

新市におきましての秋田県の支援事業でございますが、県営の各事業につきましては、今後、県と協議調整を行いまして、県との協議が整い次第、このページに記載し、お示ししていきたいと存じますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次のページ、56ページでございます。

第5節、公共的施設の適正配置

(1)基本方針

公共的施設の適正配置にあたっては、新市の将来展望を踏まえつつ、地域バランスを考慮した新市

全体の均衡ある発展を基本に、現存する公共施設の有効利用方法と新市の財政状況を勘案しながら、計画的に推進していきます。

なお、施設の適正配置ならびに統合整備の検討にあたっては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域づくりやコミュニティ活動における機能、施設の安全性や維持管理状況などの諸条件を勘案した上で、市民や地域との十分な協議をもとに進めることとしてまいります。

次に、57ページをお開きください。財政計画でございます。

財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間について、歳入・歳出の各項目を過去の推移と現況から推計し、今後の財政状況を想定した普通会計として策定しました。

策定にあたっては、合併による経費の節減を考慮するとともに、合併特例債等の財政支援措置を加えて、これからの新市の運営に必要な経費を計上しています。

歳入でございますが、(1)地方税。

地方税は、地方税法、地方自治体の条例により徴収される税で、住民税、固定資産税等が含まれます。

地方税については、現行の税制度を基本に、将来の人口推移を考慮し、過去の実績等から見込んでおります。

以下、地方譲与税から歳入の内容について記載してまいります。

次に、59ページをお開きください。59ページの上の方でございます。

歳出でございます。(1)人件費。

人件費は、市長、議会議員等の特別職等の報酬、職員の給与や退職金等に要する経費のことです。

人件費については、一般職職員の退職者補充抑制による減、特別職の減、議員定数の減等を見込んでいます。

以下、歳出の推計報告等をおなじように掲載してまいります。

それから、61ページの方になりますが、大変申しわけありません、61ページにつきましては、先ほども司会の方からご案内がありましたとおり、一部修正がございますので、大変申しわけありませんが、本日お手元に差し替えとしてお配りしておりますA3版の歳入歳出推移となっております、こちらの方でご説明申し上げます。大変申しわけございません。本日お配りしましたA3版の歳入歳出の推移、こちらの方で記載してまいります。

こちらの表につきましては、平成17年以降、平成26年度までの歳入歳出予算規模等を集計したものでございますが、広域圏組合の事業人件費等につきましては、新市の各歳出区分に追加計上するものとして推計してまいります。修正部分につきましては、一番右端の欄に10年間の合計欄を設けさせていただきます。

それでは、内容、金額等について若干ご説明申し上げます。

歳入の部分でございます。平成17年度の地方税でございますが、こちらは75億7,400万と見込んでございます。同じ欄の歳入一番下段の方になりますが、地方債でございます。地方債につきましては、35億3,500万と推計してまいります。歳入合計を321億9,200万と見込んでございます。

同じく平成17年度の歳出でございます。人件費でございますが、69億5,800万。同じ歳出の下から3段目でございますが、普通建設事業費、こちらを46億3,800万。歳出合計を321億9,200万というふうに見込んであります。

それから右の方になりますが、右から一歩手前の平成26年度の数値でございます。平成26年度の数

値でございますが、地方税、地方税を76億6,600万。それから同じ歳入の一番下の方になります。地方債、こちらの方につきましては16億8,700万。26年度の歳入合計を279億800万でございます。

同じく26年度の歳出でございます。人件費の54億1,400万。同じ歳出の方の下から3段目でございますが、普通建設事業費の42億4,900万。歳出合計を279億800万というふうに推計いたしております。

それから、一番右の欄の合併後10年間の歳入の地方債合計でございますが、一番右側の歳入の地方債の合計欄でございます。こちらの合計を236億3,000万というふうに見込んでございます。このうち合併特例債につきましては、42億3,800万というふうに見込んでございます。現在過疎債等々の取扱いの調整中でございます。今後、県との調整を含めまして、変更となる数値としてご理解いただきますようお願い申し上げます。

同じく10年間の合計欄の歳出の普通建設事業費でございます。10年間の普通建設事業費の合計でございますが、金額を401億2,200万というふうに推計してございます。単年度、約40億円というふうに見込んでおるところでございます。こちらの表につきましてご説明は以上でございます。

次に、本日お配りいたしました参考資料第7回合併協議会協議事項参考資料の12協議案第18号でございます。参考資料についてご説明申し上げます。

参考資料12、協議案第18号につきましてご説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。

1ページ目の中央から左側の部分でございますが、左側の方につきましては、先ほどご説明いたしました新市建設計画の事業名の一覧でございます。中央から右側が、1市2町から提案されました主要事業を集約したものでございます。たいへん文字が細かくて申し訳ございませんが、右側の表の一番右の方の欄になります。提案市町の欄に市町名を記載してございますが、それぞれ1市2町から新市建設計画に掲載する事業といたしまして、優先度、継続性等を勘案いただき、それぞれのご提案頂いたものでございます。その右表の下段の方になります。林業の振興となっております。林業の振興、林道開設事業、大吉沢線、岩の目沢線、大館田代、それから林道維持管理事業、林道防じん舗装、田代、林道改良事業、葉師森、比内と三事業になってございます。ここの部分を左側の表のように、林道開設・改良事業として包括する形で、建設計画の方に掲載してございます。そのような形で集約してございますので、どうぞごらんいただきたいと思っております。

それから、5ページをお願いしたいと思います。

5ページの方でございますが、5ページの表の右表、保健医療の主要事業欄の12行目になります。それから上から12行目になります。主要事業の欄に人間ドック事業、比内という形になっておりますが、ソフト関連事業につきましては、1市2町すべてで実施されている事業であっても、ご提案されました市町名のみ記載させていただいております。左側の表のように包括した形で、新市全体の事業として新市建設計画の方に示させていただきますので、その辺ご理解をいただきますようお願い申し上げます。以降、14ページまで同様の取扱いで調整してございます。

最後になります。新市建設計画につきましては、あくまでも現行制度のものでございますので、今後、本協議会において協議項目の確認決定、新事業のすり合わせや県との調整、住民説明会等のご意見を踏まえまして、さらに見直しを図っていきたいと思っております。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、協議案第18号、新市建設計画（素案）の説明を終わります。

**議長** ただいま説明がありました協議案第18号について、ご意見、ご質問等ございましたら発言をお願いいたします。はい、どうぞ。仙台委員。

**仙台隆義委員** 比内の仙台でございます。

先ほど新市計画のご説明を受けまして、この計画書の目標3に、健康文化都市を掲げ、そのとして医療の充実を掲げておりますが、56ページの第5節に、その公共的施設の適正配置の中で、現市役所も書いておまして、これはこのとおりだと思いますけれども、今、3町合併する中で一番関心となっておりますのは、公共施設の中でも扇田病院をどうするのかということが非常に地域の関心の話題になっておりますので、やはり公共施設の適正配置の基本方針につきましても、ここで病院の方向づけといえますか、位置づけも書いておく必要がないでしょうか。

**議長** 事務局。

**事務局** 病院につきましては、現在、専門部会、分科会、それから双方の事務レベルで話し合いをいたしておまして、具体的には今後どうしていくかという形で現在検討をされてございます。これが合併までにきちっとすり合わせが終わるのか、あるいは合併後にきちっとした形に決定していくのかによりますので、今回は建設計画の中では取り上げないで、新市になった場合、新市将来計画の中で取り上げていこうというものでございます。

**議長** よろしいですか。

**仙台隆義委員** はい。

**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。

**伊藤 毅委員** 大館の伊藤です。

幹事の皆さん大変苦労したなというのはわかるんですが、基本的な、計画構想の説明を見ますと、要するに各市町で掲げた今までの事業については、まず羅列をすると、特別絞り込みはしないと、むしろ絞り込みは新市の中で議会を中心に当局とやるという感覚に思っているんですが、なまじこんなに羅列をしてしまうとどの市町も、1市2町もこの事業をやるもんだと、それから、この事業は決して廃止にならないのではないかと安易な変な期待を持たせすぎるのではないかなと。1市2町が羅列、すべての事業を取り上げるにはあまりにもお金がなさすぎると。そのためにも、いやなものや出来ないものについては我慢してくれと、または、イイものは取り上げるけどもあまりにも経費がかかり過ぎるという部分については、どうしても絞り込まなきゃいけないという部分が各委員の皆さんにもあるはずですので、なかなか幹事会の中でこれはだめ、これはいいというわけにはいかないんですが、今後の財政計画を見ながらいくと、非常に厳しい部分のいろんな羅列の事業がありますので、基本的なものは進めるけれども、将来的には考えてできないものむしろ幹事会の方々の方で1市2町の中での話し合いをしていただいて、やはりこれだけはどうしても進めなきゃいけない部分、それから、これは当分するけど、やがては見直しの時期にくるのではないかなという部分、それから、これは最初から非常に厳しいんじゃないのかなという部分に区分して頂いた方がむしろこれから地域住民に説明するときやたらと期待を持たせて最終的にはやっぱりやらなかったんだということを言われる前に、これはできないんだと、単独ではできないですよと。やるからには、いろんなリスクがありますよということを説明していただいた方が、それに我々にもあげて頂いた方がはっきりした決定はできないにしても、ある程度、絞り込みをお願いできないだろうかかと、お願いいたします。

**事務局** 幹事会で大夫もんでもらいましたが、事務局の方から説明させていただきたいと思います。

ただいま、横長の歳入歳出の推移をお話ししてございますが、その中の普通建設事業費、その10年間の総額が400億という形で、1年間にしますとまず30億から40億くらいであります。現在、1市2町の16年度の投資的経費でございますが、これは50億を超えてございます。これから言いますと、建設計画の方はかなり絞り込んで計画したものでございます。中身にしましても、先ほど委員の方から

お話しがございましたが、追加資料としてお渡ししてございます参考資料第7回合併協議会協議事項の参考資料12がございまして、これを見ていただきますとおわかりのように、左の方が建設計画というものでございます。右側の方は当初1市2町から集めた資料で作ったものでございますが、建設計画の中では特に地域を特定せずに新市全体の事業として考えるものでございます。そういう面で、それぞれの課題が期待をもたせるということもないのではないかと。建設事業そのものについては、現在よりも絞った形をお願いして、この計画を新市の総合開発計画に生かしていただければと思っていますところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**議長** 伊藤委員どうでしょう。

**伊藤 毅委員** むしろ今の事業に関して、1市2町でやっている事業に対して非常に配慮するなという感じを受けました。一概にこれはやるこれがいいという幹事会の言える立場でありませんで、どうしてもこういったことにならざるを得ないのかなというふうに思っていますが、いずれ続けるにしろ、やめるにしろ、非常にこれから満額の特例債の四十何億をあまりあてにしては非常にこれから詰まってしまうということで、ほとんどの方がわかると思いますので、全体の8掛けにするか7掛けにするのかこれまたこれからはじまることではと思いますが、今の時点では、こういう段階にできないのかどうかをひとつ聞きたいと思ひます。

**事務局** 合併特例債を現在使う特例といたしましては、49億と見込んでございますが……これは、過疎債を含めて49億です。ですから、特例債は42億となります。全体の特例債として使用できるのは240億ということですが、特例債の使用もそういったものを考えながら1市2町の財政担当、企画担当に吟味していただきまして、かなり絞り込んでやっております。その中で、現在、1市2町の総合計画の中にのせて、できるだけ取り上げていこうと、そういった新規のものも検討していくという形でやっておりますので、どうぞご理解を賜りたいと存じます。

**議長** ほかにございせんか。はい、佐藤委員。

**佐藤照雄委員** 新市建設計画について、一応、私共の議会の方に持ち帰っている協議しなければならぬかと思っておりますので、そういう面について、本当に期間としてどの辺まででいくべきかということです。示していただければありがたいと思ひますし、私どもから見れば、いろんなこれまでの持ってきているもので教えてほしい。そういうのが一つの要望でありまして、それが真の合併につながるのではないかと。いろいろな厳しい予算の中で歳入歳出を落とさないと、そういう一つの基本になりながら進んでいただければありがたいと思ひますので、その辺を含めまして建設計画の時期がいつごろなのか、いつごろ決定されるのか。

**事務局** 建設計画の若干の流れについてご説明したいと思ひます。

建設計画につきましては、県の北秋田地域振興局に事前協議をしまして、その後に県本庁に協議します。そこで訂正箇所が示され、それから県の建設事業等がこの段階で入ってくるという形になります。それから、現在のところ、8月の末から9月にかけて1市2町で住民説明会をする予定になっております。それから当然のことですが、こうして提案したのものについては議会の方でもいろいろ全協等でご意見をいただければと思ひますので、9月ごろまでには、ある程度、素案の段階、議会の方で協議いただきたいと考えてございます。県の本庁の方に協議するまでには、ある程度、形を決めていきたいとございます。県の方にそうした形で提出する段階というのは、9月の半ばごろと考えてございます。そのころまでには、案としての形を整えてしまいたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

**佐藤照雄委員** 9月ごろまでということですがけれども、次回は8月の下旬ごろですけれども、その

時点でも、そうした協議する機会はあるということをごくんでよろしいでしょうか。

**事務局** はい、そのとおりでございます。次回もご意見をいただければと思っております。

**議長** ほかにございませんか。はい、吉原委員。

**吉原 正委員** 今、田代の佐藤委員からの発言で、次回も協議する時間があるということですので、かえって今日、協議資料としての12の部分の主要事業、新市建設計画案の主要事業については、ちょっと今日は控えまして、いずれ、このことについてはいろいろな方向から見たいと思いますけれども、私自身はこの議論については次回もあると思いますので、細かい部分については今後の協議の中で発言してもらいたいと思います。

一つは、ただ、この建設計画そのものが21世紀に飛翔する環境先端都市という表題になっているわけでありまして、これは任意協のときの表題でありますけれども、新しい合併の市を象徴する一つの名前というか、これはどこの市町村も掲げているわけですが、今それぞれ意味合いをみんな考えていることかと思っておりますけれども、環境先端都市という、中身については、これをどういうふうに説明するかという部分もありますけれども、いずれこういう気持ち、もっとわかりやすく説明する材料というかね、わかりやすくする、そういう言葉も何か付け加えると地域住民の方々の方々のイメージする都市の生活圏、あるいはそういうもっとわかりやすい感じを私は受けるとおもうのですが、この辺はいかがでしょうか。

**事務局** 事務局から説明させていただきます。

19ページをごらんいただきたいと思います。素案の19ページです。この新市の将来像としまして、21世紀に飛翔する環境先端都市、副題としては地域の多彩な魅力で創造し、自然環境と都市機能が融合した北東北の拠点都市としてございます。下の方にもいろいろ説明がございしますが、21世紀は「環境の世紀」と呼ばれる。地域が環境関連産業を主要産業として取り組んでいるということで、こういう面を前面に出していこうということをして1市3町の将来構想の時点から検討し、検討委員会で作成していただいたものです。それをそのまま大事にして、掲載に至ったということですが、幹事会や1市2町の企画、財政担当部局ともご相談しながら作成させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

**吉原 正委員** 私も、ただ、感想とお願いの部分でありましたけれども、これから建設計画を進めていく中で、もっと分かりやすいというか、そこに住む住民とのかかわりの中でどういう町というかね、もう少しわかりやすい表現なりそういうものが今後、幹事会なりこういう中身の中で、そういう、説明を新たに付け加えるという形をお願いするというところで意見にかえたいと思います。

**議長** ほかにご発言ございませんか。

**佐藤賢一郎副会長** 比内町の佐藤です。

事務局の方にお伺いしたいんですけども、建設計画をそれぞれの町に持ち帰って検討をするときに、総額の400億ということについても、これで妥当かどうかという話がきくと出てくると思います。それで、任意協のときに財政計画を作ったりしておりますけれども、そのときの内容ですと、とにかくある金額を使うとこうなりますというふうな内容でしたが、それに比べれば今回の計画は本当に進展したものに姿がわりしているということで、その意味では大変評価される内容になると思います。

ただ、この計画で10年間やっていったときに、本当に将来につながる安心した計画なんだというふうなものを確認していく作業も必要かと思っております。そういう意味で、この表だけからだと、これで本当にいいのかどうかというふうな判断がなかなかつかないんですが、もっと今度、例えば地方債はどういうふうに移るとか基金はどういうふうに移るとか、これによって将来との財政で手配す

るかというふうな、そういう資料もあるんじゃないのかなと、また、作れるんじゃないのかなというふうに思われます。そういう点で、これから町に持ち帰って検討するときに、そういうものもあれば大変助かるなというふうに思われますので、そのような資料についてはどのようになっているんでしょうか。

**事務局** この財政につきましては、1市2町の財政担当の部課長さん方、それから事業につきましては企画が担当でございますので、そこでしていただいたものであります。地方債や基金の推移、それから、その他の指数、これにつきましては次回の協議会におきましてできるだけお示ししてまいりたいと存じます。公債費比率なんかも現在作っていただけるように手配してございますので、そういうことも財政計画の中で提示していきます。よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

**佐藤賢一郎副会長** わかりました。

**議長** ほかにありませんか。

「なし」の声

**議長** 本案件につきましてはですね、本日もいろいろなご意見等ございましたけれども、本日いただいたご意見等について検討する時間をいただくことに、先ほど事務局から説明がございましたけれども、県の北秋田地域振興局や合併支援室との事前協議で当然、訂正箇所も出てくるものでございます。また、各議会からのご意見、住民説明会での要望等について、さらには必要に応じて協議いただきたいと考えておりますので、いかがなものでしょうか。本件について継続協議としてまいりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

**議長** それでは、本日のところの説明はここまでにいたしまして、協議案第18号については、また次回に引き続き継続協議といたしたいと思います。

次に、協議案第19号、地方税の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**事務局** それでは、お手元に配布してございます第7回合併協議会協議事項と書かれました資料と、あと本日配布してございます平成16年8月2日差し替え分参考資料と書かれた資料をごらんいただきたいと存じます。

協議事項の2ページ目をお開き願います。

協議案第19号、地方税の取扱いについて

地方税の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

取扱いの内容でございますが、囲みの中をごらんいただきたいと存じます。

1. 個人住民税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
2. 法人住民税については、税率は大館市の税率に統一する。ただし、合併前の大館市に事務所又は事業所を有しない法人については、平成19年度まで標準税率を適用する。
3. 固定資産税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
4. 軽自動車税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
5. 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
6. 特別土地保有税については、現行のとおりとする。

7.入湯税については、現行のとおりとする。

8.都市計画税については、課税対象区域を大館市及び比内町の都市計画区域内の用途地域とし、税率は現行の大館市の税率を適用する。ただし、比内町については、平成19年度まで課税しないものとする、としてございます。

次に、参考資料の方をごらんいただきたいと存じます。協議案第19号参考資料1、地方税でございます。

1ページから4ページにかけて、1市2町の税目ごとの現況と調整方針を記載してございます。

1の個人住民税については、税率が同じであります、納期に差異があり、大館市の納期に統一するという調整内容でございます。

2の法人市民税は、大館市が制限税率、比内町と田代町は標準税率を採用しているため、合併後、平成19年度まで不均一課税を実施するという調整内容でございます。法人に対する適用税率は、法人の事業所が合併前のどの市町の所在するかにより判断することとなります。大館市に事業所を有する法人は、すべて制限税率を適用し、また、比内町と田代町に事業所を有する法人は、標準税率を適用することになります。

3の固定資産税、4の軽自動車税の税率は同じであります、納期に差異があり、大館市の納期に統一するという調整内容でございます。

3ページにございます5の市町村たばこ税、6の特別土地保有税、7の入湯税については、税率が同じであり、現行のとおりとするという調整内容でございます。

4ページをごらんください。8の都市計画税は、現在、大館市のみ課税してございますが、合併後、課税対象地域を大館市、比内町の都市計画区域内の用途地域としております。ただし、比内町については特例を適用し、合併後19年度まで課税しないという調整内容でございます。また、田代町には課税対象地域がございません。

次に、5ページから6ページには地方税の取扱いに関する法令を記載してございます。7ページは法人住民税の不均一課税の県内及び県外の特例期間を記載してございます。県内をみますと、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の3年が一番長い特例期間となっております。それから、前に各委員に配付した資料では、男鹿市・若美町合併協議会が未定としてございましたが、その後の調査で1年に決定したとなりましたので訂正させていただいてございます。

以上で、地方税の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**議長** 事務局の説明は以上ですか。

**事務局** はい。

**議長** それでは、ただいま説明ございました協議案第19号について、ご意見、ご質問ございましたら発言をお願いします。ございませんか。

「なし」の声

**議長** それでは、協議案第19号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** 異議なしと認め、協議案第19号は原案のとおり決することにいたします。

次に、協議案第20号、使用料、手数料等の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局** それでは、協議事項の3ページ目をお開き願います。

協議案第20号、使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

取扱いの内容でございますが、囲みの中をごらんいただきたいと存じます。

1. 各市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。  
2. 各市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整を図るものとする。

3. 各市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮しつつ、負担の公平の原則により合併時に統一する、としてございます。

次に、参考資料、協議案第19号、資料1の方をごらんいただきたいと存じます。8ページから16ページに1市2町の主な使用料、手数料の現況を記載してございます。なお、事前にお渡ししてございました参考資料のうち、使用料及び手数料の現況欄に一部記載漏れ、訂正の箇所がございましたので、本日差し替えさせていただきましたことをご報告しておきます。

それでは、8ページをお開き願います。

使用料については、総務関係から12ページの教育関係まで、主に施設にかかわる項目を記載してございます。各市町の施設、公民館、体育館などで差異のある使用料については、施設の内容及び建設年度が異なる点から、当分の間、原則として現行のとおりとする調整内容であります。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。

ここには、その他としまして住民負担に関わります水道料から保育料まで4項目を記載してございます。水道料及び公共下水道使用料については、各市町で開きがございまして、平成19年度まで現行の料金として、平成20年度に新料金を設定の上、統一する調整内容でございます。

学校給食費については、各市町の施設の規模、運営制度などの違いにより、当面、現行のとおりとする調整内容でございます。

保育料については、平成19年度まで大館市は順次引き下げ、比内町、田代町は順次引き上げとします。平成20年度から保育料を統一する調整内容でございます。

次に、手数料関係でございます。14ページをお開き願います。

主な手数料を記載してございますが、このうち戸籍関係につきましては、手数料が同額でございますので、現行のとおりとする内容でございます。

15ページの狂犬病予防、都市計画のうち、優良住宅地調整造成認定手数料も現行のとおりとする調整内容でございます。

一方、住民基本台帳、印鑑等・税証明、都市計画のうち優良住宅造成認定手数料、その他につきましては、手数料に差異がございまして、大館市の制度に統一する調整内容でございます。

17ページをごらんください。

17ページには、使用料、手数料の取扱いに関する関係法令を記載してございます。

以上で、使用料、手数料の取扱いについての説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**議長** ただいま説明がございました協議案第20号について、ご意見、ご質問等がございましたらば、ご発言をお願いいたします。はい、仙台委員。

**仙台隆義委員** 比内の仙台です。

13ページの保育料、この一覧表を見ますと、それぞれ3市町に差異がありまして、大館、比内は高い田代が低いということで、調整方針はそこにありますけれども、私は、これでは地域住民の説得力が非常に弱いのではないかと。合併という大きな目標に向かった場合の調整に入っていくんじゃないかな、とこう思います。なぜかと申しますと、単純に平均しますと2万8,780円になりますけれども、例えば人口密度で見ますと、仮に田代が1となりますと比内が1.53倍、大館が8.39倍と。園児の総数で割ると、この平均がかなり高くなるのではないかと。そうすると、結果的には大館の負担金は下がるけれどもそんなには大きな負担はない。むしろ人口の少ない比内、田代の負担が大きくなりまして、特に基本計画にありますとおり、保育は次代を担う人材育成という非常に夢のある文章で表現しておりますけれども、今の若い人、非常に保育に負担がかかる。こういう課題を抱えるこの調整方針において、この調整方針でありますと、今後何か説明会もあるそうでございますけれども、地域住民、特に保育に専念されております若い人からはかなりの反発があって、そういうことについてもう少し検討されたいかがでしょうか。

**事務局** 事務局からご説明申し上げます。

保育料につきましては、3歳児の例がここに載っているわけでございますが、国との比較でございますが、3歳未満、3歳児を見ますと、国の基準を100としますと、大館市の保育料が90%、それから比内町が70%、それから田代町が60%という形のところに設定されてございます。これを1市2町のそれぞれの担当が話し合ひまして、段階的に大館の部分は引き下げていく田代の部分は引き上げるという形で、全体をですね、現在の国の75%にもっていくということですり合わせを終わってございます。

実際問題、これから行政としてやっていく上で確かに少子化の問題があって非常に大切でございますが、いろいろな話し合いの中では、財政的なもの、これについてもある程度配慮するということも含めまして、大館の90%は下げ、田代の60%を上げるという形で、おおむね75%にするということで、このような案を出したわけでございます。

それで、これによりまして、平成15年実績との保育料の差を見ますと、3年間……平成19年度までですと大体2,400万ぐらいの減収になるという形で推計されてございます。よろしくご理解願いたいと思います。

**議長** いかがですか。はい、佐藤委員。

**佐藤照雄委員** この手数料については、いろいろな問題がたくさん出ておりますので、十分、住民の意見を、また理解も必要だと思いますので、この点についても持ち帰るように決議は出来ないと思いますので継続協議……。

**議長** 継続協議ということですか。そういう提案ですね。

**議長** まず、それでは、一番大きい話としては、どうですか荒川さん。

**荒川邦隆委員** 今は決まらないということですか。

**議長** 今、決まるものは決まるものです。決まらないものは決まらないものです。はい、佐藤委員。

**佐藤信行委員** 決まるものは決まる、決まらないものは決まらないと当然だと思うんですが、先ほど、比内の仙台委員のご意見には賛成なんです、一方はこの下げなきゃならないんですが、低い方が上げると、この下げ幅と上げ幅の関係、これはやはり若い親たち、これから子供を生む人たち、もうちょっとですね、上げるにしても下げるにしても、下げるのは上げがたいでしょうが、上げる方にやっぱり相当抵抗があるんだと思うんです。なので、難しい問題であるけれども、やや決定するには尚早にならないかというような気がします。今日このことは決めないで、もう少し考えてくれても仙

台委員は「わかりました」とこういうことですが、理解した上でのことだろうか、と思いますけれども。これは私の考えです。

**議長** ほかにご意見ございませんか。はいどうぞ、吉原委員。

**吉原 正委員** 非常に負担とサービス料の協議に入ってきましたけれども、やっぱり一般住民の方々はそれなりの関心を持っているのではないかと思います。ただ、いろんな使用料がありますけれども、現実的にみると、特に施設使用料とかはほとんど使われていない、そういう方もおるかと思うんです。一番やっぱり大きいのは、今、先ほども話題が出ましたけれども保育料、この部分が一番、特に若い世代には大きな関心を持たれる事項ではないかと思います。それぞれの使用料、あるいは負担の部分について、どれも同じような、ひとつの調整の方針はあると思いますけれども、今、合併したことによって、特に若い世代に、非常に合併してよかったなという、そう思われる何かやっぱりアピールする、そういう部分も必要ではないのかと。そういう意味では、この保育料の部分については子育てに大変厳しいという実感を持っている若い世代にとって、合併してよかったなという、特に子供たちの負担が軽くなったという思いの中で合併をし、新しいまちづくりのそういう人たちが積極的にかかわっていく、あるいはそれを支持していく、そういう将来的なことを考えた場合に、全部の調整項目を、調整方針を全部項目にあてまめる、これも必要であって、どれか一つか二つはそういう大胆な考えの中で、地域の合併する方々に、もちろん大館市も含めて合併してよかったと思えるような、そういうことを考えていいのではないかと。その一つとして、保育料の問題をもう少し、先ほど財政的な問題もなされましたけれども、2,500万の減収ということでございますけれども、これをこのランクから下げることによって、財政関係がますます増えてくるということだと思いますけれども、もう少し、そういう合併としての大きなメリットとしてのその部分もアピールする立場からすると、この問題をもう少し時間をかけて考えてもいいんじゃないかと思います。

**議長** このほかに何かご意見ございますか。はい、どうぞ小笠原委員。

**小笠原 豊委員** 質問ですが、不均一課税の特例期間を3年と設定されているわけですが、これは3市町に大きな隔たりがある場合は期間をかえるとかという、調整方針を変更するようなことはならないものなのか。だから、近いものであれば3年ですけれども、料金が払われているものに関してはもうすこしなんとか、そういうふうな形でできないものでしょうか。

**事務局** 5ページに、合併特例法の、それから地方税法の特例について書かれています。合併特例法の中では、合併年度とそれに続く5年度に限りその衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと、または不均一の課税をすることができるというのがありますので、当然、すり合わせの段階では5年からすりあわせを開始してございます。そういう点で、制度に対する保育料の件でありますと、国の基準を1市2町が下回っていますので、その下回っている部分をどれぐらいの程度にするかを考えながら、不均一課税を何年度にするかということ、財政的なこともいろいろ考えながら、今回は3年という形で結論が出たということでございます。

**議長** ほかにご意見ございますか。はい、どうぞ。

**武田砂代子委員** 比内の武田と申します。

先ほどから保育料のことについてお話しが出てございましたけれども、この環境先端都市の素案をみますと、14ページそれから42ページの福祉の充実のところから少子化対策ということが出ており、のっているのではないかなというふうに思います。そのようなことからですね、この保育料ということを考えていかなければならないのではないかなと思います。1人目の子供を生んだとき、2人目の子供に挑戦してみようかなという、そういうふうな環境作りということがこの保育料だけではなくて、

必要になってくるのではないだろうか。子育てのいろんな支援に関してですね、そういうふうなことが大切になってくるのではないかなと、そういうふうを考えます。ですので、どうかそこら辺を考慮してもう一度考えて頂きたい。そういうふうを考えます。以上です。

**議長** 今までのところ再協議したいという意見が大勢を占めております。

**伊藤 議員** 大館の伊藤です。

我々もたしかに一国二制、つまり緩和措置として平均同一の金額にすべきではないという意見でありますけれども、今、武田先生がおっしゃいましたのも理解できますが、一つは、一つの市となるわけですから同じ条件になることが一つ大前提ではないのかなと。今、少子化の問題、保育料の問題等は、政策の部分で、赤字の部分は赤字として政策として赤字を飲み込むという部分で新しく緩和、もっと下げるかということになるわけですが、これは低いところは低いままで、高いところは高いままで。その赤字は高い方々の分も低い方々が、低い方々の分も高い方々がある程度承諾するそれは全体的に市の財政を圧迫すると、どの部分にしわ寄せがいくかという部分だと、高い部分の連中はやっぱりならべてくれと必ず言うと思うんですよ。私は並べることが第一で、そして新しい大館市になるわけですから、その緩和措置が2年なのか3年なのかとこれからのお話し合いなんですけれども、一つは必ず同一金額にしてほしいと思うんですね。高くても低くても。仙台委員さんも先ほど言いましたようなことは、トップの政策を、この部分は赤字になっても、目的のためには手当てをするんだと。そのためには議会も理解するんだというふうな形でもっていければ、また別の施策としてできるんですが、我々がお願いしたいのは、同じ大館市としてスタートするわけですから、やはり皆さん全部同じ条件で同じ負担を同じサービスをどうしてもしていただきたい。その他のこまごまの部分には、施策という部分、方策という部分で対応していきたい、いかせていただきたいというふうに大館市としては、議会としてはそういうふうを考えておりますので、いたずらに安いまま並べて長く5年も長く不均一ではなくて、早い時期に同じ感覚になっていくのが必要ではないのかなというふうに思っております。その辺をどう理解していただけるかなと不安なんです。それについては私たちも整理して.....。

**議長** 今までのところの議論を整理していきたいと思えます。

まず、基本的には特別制度ということで猶予期間があるけれども、負担については均一化する方向でそれから国が100だとすれば、大館が90%と、比内町が70%、田代町は60%というそういうご負担をいただく。それをどのくらいの先頭につけるべきかどうかという議論。この二つが今まで出された意見であります。これ以外にご意見ございますでしょうか。

「なし」の声

**議長** それでは、本件について次回まで、また事務局でももんでもらい、皆様方もいろいろ、地域の皆さんからもいろいろと意見を聞いたり、継続協議とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** そのようにさせていただきたいと思えます。また、どうか一ついろいろと皆様の適正等の問題とその辺の水準についていろいろあると思えますので様々なご意見承ればありがたいと思えます。次に、協議案第21号、補助金、交付金等の取扱いについてを協議、議題といたします。事務局の説

明を求めます。

**事務局** 協議案第21号、補助金、交付金等の取扱いについてご説明申し上げます。

4ページの方をお開きいただきたいと思います。

協議案第21号、補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠組みの中の調整方針でございます。

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次の方針を基本に調整する。

1. 各市町同一または同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

2. 各市町独自の補助金、交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する、としてございます。

次に、参考資料綴りの参考資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

18ページから26ページまでが、各市町の主な補助金、交付金等の一覧表でございます。この一覧表には、各市町の補助金、交付金のうち金額がおおむね10万円以上のものを掲載してございます。また、各市町同種のもの及び独自のをあわせまして、全部でこれには212点を掲載してございます。

具体的な事例といたしましては、18ページの総務、企画、税務関連の例でいきますと、ナンバー5、職員互助会への補助金や、ナンバー6の納税貯蓄組合に関する補助金が各市町同一または同種の補助金、交付金等に分類されますし、また、ナンバー1の大館市が実施している、まちづくり団体事業費補助金や、ナンバー2の比内町が実施している、ふるさと比内会運営費補助金のように一自治体のみが実施しているケースが各市町独自の補助金、交付金等に分類されることとなります。

以下、住民保健関連以下同様の形で最後の方までごらんになっていただければよろしいかと思ます。

これら補助金、交付金等は、地域の発展、振興を図るための施策の一環として各種団体等に交付しているものでありまして、その性質によって団体運営の補助金、交付金等と事業への補助金、交付金等に区別することができるわけでございますけれども、個々の補助金、交付金等の詳細につきましては、各分科会、専門部会におきまして、各市町同一または同種の補助金、交付金等と各市町独自の補助金、交付金等に分類しながらすり合わせを行っていくこととなりますが、この段階で今現在、一覧表に各市町独自のものに分類されている補助金、交付金同士が新たに同一、同種のものとして分類されてくるものも出てくるであろうと思われまます。そして、それらの調整を行いながら、各事務事業調整の段階を経まして、最終的には新市の予算として反映されていくものでございます。この調整にあたりましては、団体運営の補助金、交付金等につきましては、団体運営に支障を来たさないことを基本として調整に努めることとしてございます。

事業への補助金、交付金等につきましては、公平性、新市の均衡ある発展という観点に立ちまして、できるだけ統一するよう調整に努めるとしてございます。

それから、各市町独自の補助金、交付金等につきましては、その地域の特性や制定に至った経緯などがございますので、それらを十分に尊重、検討した上で交付することにしてまいりたいと考えてございます。

なお、以上ご説明申し上げました調整方針等について、ご確認をいただければ、補助金、交付金等個々の交付条件、それから交付金額の詳細につきましては、新市に向けて今後の事務作業として行わ

れます交付要綱等の作成とあわせながら調整を進めることとしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

27ページには、資料2として補助金、交付金の取扱いに関する参考資料でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**議長** 協議案第21号について、それでは皆様の方からご意見、ご質問等ございましたらば、ご発言をお願いいたします。はい、佐藤委員。

**佐藤照雄委員** 佐藤です。

細かい部分に入って行くわけですが、3市町に同じ団体があったとします。あるわけなんです、大館市では補助金を交付していない。田代町と比内町は交付している。そういう違った部分も現実には出てきていることもあるわけですが、そういうふうになった場合、調整方針は、これまでの実績を踏まえてということがあるわけですが、その考え方をひとつご説明願えたらよろしいかと思えます。

**事務局** 補助金の交付につきましては、どちらかという公共的団体が多いわけなんです、その公共的団体、公共団体の1市2町の統合、それについても現在すり合わせ作業をしているものでございます。そちらの方の統合がきちっとできるような形になれば、やはり一つの団体としてそれにあったような形で補助金を出していくということになるかと思えます。ですから、極端な話をしますと、消防団をどうするんだという問題があります。消防団をやっばり一つの市になりますと、一つの消防団にならなければならないというふうな形で、すり合わせをしているわけですが、そのような形である補助金の交付団体が今後一つになれるのかなれないのか、その辺をあわせまして今後補助金の交付の在り方を検証していくことになるかと思えます。

**佐藤照雄委員** 基本的には、多分そうだと思います。ただ、活動の内容によって、多分、私は交付していることと交付しないとこの差があったのではないかなど。こういう現実もありますので、そういう各市町の団体が一つになったことで、活動の内容が変わるということも、例えば大館市が一番大きいわけですので、その中に団体が編入というか、入っていったとき、やはり母体である大館市の方の活動の内容によって変わってくる部分となると思いますが、それが必ずしもいい方ではない場合もあるのではないかとすることも考えあわせながら、調整していただければありがたいと思えます。

**事務局** わかりました。そのような形で調整を進めるように担当の方に伝えたいと思えます。よろしくご理解をいただきたいと存じます。

**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい。

**高坂清子委員** 田代町の高坂清子と申します。

24ページの176番、連合婦人会の補助金ということでちょっとお尋ねというかお願いを申し上げたいと思えます。

補助金の統一ということで、今まで連合婦人会としましては今まで1市2町それぞれに活動してきた3団体が、今度統合することになるわけですが、大館市連合会となります。連合婦人会としての活動だけでなく、大館、比内、田代がそれぞれ地域に密着した活動、密着した活動が大切であり、また、多くそういう活動があります。活動助成費的に考えていただき、地域が一様に活性化していくためにも、一挙に大幅な削減のないように配慮していただきたい。もう一度、統一と統合、補助金の統合と団体の統合ということでですね、3市町が一つになるわけですが、そういうときに、今までの3市町の補助金そのまま連合の方に来るというわけではないと思えますので、その辺のところ、婦人会は地域に密着した活動をしていますので、その辺のところを配慮していただいて、幹事会なりそういうと

ころで協議・統合していただきたいと思います。

以上です。

**事務局** 事務局で答えるのは大変難しい問題もございますが、補助金というどちらかという政策的な問題というものもございますので、それでは補助金を毎年度決めていくという時期ですが、予算査定という、予算をそれぞれ財政担当が積み上げていくという段階で、補助金の内容、それから将来的な見通しとか含めて考えていくと思いますので、その辺のところではいろいろ配慮しながらやっていただくように申し伝えたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

**高坂清子委員** 団体が統合したということで、そのまま簡単に、3市町の補助金がそのままになるというわけではないですね、もちろんね。

**事務局** 提案事項等そのまま原案の通りに一緒になるかどうかということを確認できない部分もございますので、そういう予算の積み上げの段階で、具体的なことは財政担当の方には予算査定をする段階でも、いろいろそういう配慮をお願いしていくということでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

**高坂清子委員** 各三団体が、それぞれの地域の活動をしなければなりませんので、補助金みたいな活動助成みたいな形で配慮していただきたいと思います。

**事務局** 伝えておきますので、よろしくをお願いいたします。

**議長** ほかにございませんか。はい、仙台委員。

**仙台隆義委員** 比内の仙台です。

先ほど、保育料が継続審議になりましたけれども、その中で大館市の考え方を伊藤委員の方からお話がありましたけれどもそれについては、施策で対応していくと。この補助金の項を見ますと、ナンバー53からナンバー64、これが児童保育に対する補助金かと思いますが、これが大館市の施策ですか。お聞きします。

**議長** 誰に対する質問ですか。

**伊藤 毅委員** 施策で対応できるということです。

**仙台隆義委員** それで、今、いろいろ補助によってそれぞれの市、大館、田代、比内町が違いますけれども、先ほどから論議されております子育てに対する補助金に対しては、大館は非常に力を入れているということで、これからやはり実績を踏まえての計上なりケースがありますけれども、今後新しい市として全市にまたがって継続していく方向性があるかどうか。そこら辺をお願いします。

**事務局** 事務局段階でのお答えは、非常に難しい、大変難しいことですが。

基本的には、すり合わせの段階ではやるべきことをきちっと選択しながらやっていくということでございますので、必要なものについては今後も続いていくということでありまして。よろしくご理解をお願いいたします。

**議長** よろしいですか。

**仙台隆義委員** できれば、これは継続協議としていただきたいと思います。

**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。

今日お決めいただくことは、補助金、交付金等の取扱いについての基本方針を協議案第21号という形でご議論いただいて、個々の案件については当然の事ながら新しい自治体の予算という形でもって検討していく。そこでお決めいただくという性格のもののご理解いただきたいと思いますが、

ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

**佐藤賢一郎副会長** 今言われたことを確認したいんですけれども、ここに載っている、いろんな補

助金については、住民の方から、今こういう補助金をもらっているんだけど、これが合併したらどうなるんだという形で必ず聞かれる項目になるんですね。やっぱり協議内容ですったことになれば協議をして、こういうふうに決まりますということでこれからの協議対象となりますけれども、なるんですけども、今ここでこれを、基本方針を決定したら、あとは補助金について協議がもしないとなれば、住民に答えられないことになっちゃうんですけども、何かちょっと勘違いなのかどうかかわからないんですが、具体的に決めていかないと住民に答えられないという点になってくると思いますけれども、具体的に決めるというの、これからの協議の中にあるのではないのでしょうか。

**議長** はい、どうぞ。

**吉田光明副会長** 私も今、ちょっと会長さんのお話を聞いてドキッとしたんですが、調整方針が決まってしまうとこのところはそのまま置いて新しい市に引き継ぐとなると、例えば田代町だけではあるものがなくなる可能性もあるし、続く可能性もあるし、ちょっと何かはっきりしないんですが、事務局側ではこれをある程度の方針を決めた後で、事務団体でもんで、残すもの、残さないもの、ある程度色分けする考え方があるのかなのか。あとは、新しい市の中で政策的なもの、そういったものを新しい市の中だけで決めていくということなのか、その辺を確認したいということです。

**事務局** この補助金そのものにつきましては、基本方針をお願いしたいと考えてございます。ところが、最終的には予算の兼ね合いもある、そういうことで最終的に判断するには、予算が大きな要素になっております。それで、今後の事務事業のすり合わせ項目の中で調整方針にそって中身を話し合っていたという形で進めたいと考えております。

**佐藤賢一郎副会長** 協議しますというだけの答えですと、本当に今もらっている補助金、新市でもらえるんでしょうかということに対して私達は「はい、それについては協議します」というだけでは、やはり回答にならないんですね。ですから、多少時間はかかるかもしれませんが、これらのものについて、どのような形で、例えばこれは継続するんだということであれば、それはいいですけども、そうではなくて、全くやめなければならないというふうな内容のものであれば、それははっきりしていかないと、本当に変な形にもなりえるし、逆にやめるものももらえるんだと思われてしまっても具合悪いわけで、やはりこれは協議会の中ですべて、そしてある程度、お互いに確認し合って決めていくという、その過程が必要なんではないのでしょうか。

**議長** それに関連して、関連して。はい。

**荒川邦隆委員** 大変、聞いていますと事務局では決められないような議案と感じます。ということは、結局、会長、副会長、首長方とですね、一緒に言いながら決めていく問題でないかなと思います。事務局で、これは外す、あれはやるということを決めてどうですかと言ったって、それを言える、難しいと思います。会長、副会長と相談しながらということで、そうであれば私は聞きますけれども。事務局の方で、これは外す、あれは外す、これもおかしい感じでございますし。基本方針はこの場によってありますのでね。

**事務局** 大変申しわけございません。よろしいですか。

まず、ここでは基本方針で確認していただきたいということが一つございます。それから、個々の補助金につきましては、今後、新市の予算編成という形で1市2町ですり合わせをされることとなります。それで、予算の枠がどのぐらいできるかということも大事でございますので、そういう予算の枠組みの中で、どういう補助金をいかしていくかということ、それぞれ1市2町の財政担当で上の方に相談しながら決めていくという形になろうかと思いますが、いかがでしょうか。

**議長** それでは、幹事長。

**幹事長** 各専門部会でいろいろ調整した結果をですね、まず実態を調査しまして、1市2町の状況の一覧表を作成したんです。補助金、交付金をですね、交付するのは首長であります。首長が議会の同意を得なければ、交付金、補助金は皆さんにおあげすることはできません。ということですね、いくらここでお話しをしていただいても、基本方針を確認していただいた後で、細かい現在の田代町、大館市、比内町の補助金、交付金について、ぜひこの後も継続していただきたいものだということがあれば、恐らく各団体等から要請が出てくると思います。出てこないものに出す必要はないわけですが、出てくるだろうと。その出てくることによって調整を図り、予算を提供するかしないか、議会で承認するかしないかということになっていくわけで、あると思います。したがって、現時点ですね、この団体には補助金を交付することを決めることは、それもできない問題なんです。つまり、数年後の団体の状況がどう変わっていくかということもわからないわけです。したがって、できればですね、幹事の方からお願いしたいんですけども、4ページの1番、2番の基本方針について、どうしても問題があると、そういうことであれば継続協議ということになるとと思いますが、問題がなければ、これを承認していただいて、具体的などころではそれぞれ要望等に形を変えて出すということが理想でないかなと思ひまして、発言させていただきました。

**議長** 今、吉原さん、手を挙げませんでしたか。

**吉原 正委員** 比内の吉原です。

この案件については、方針の基本を確認したいというね。その結果、その方針に基づいて調整した結果が、また出るのではないかと私は思っているわけですが、ただいまの発言を聞くと、その調整結果をすべての予算の段階で、予算の枠内で全部影響を受けるものだからという形になってしまうと、調整するという意味がある意味なくなってしまうのではないかなと思うんです。そういう意味で、これ調整方針なり補助金、交付金について調整するというのは、どういう意味をもつのかなと私今思ったわけですが、私自身は基本方針を法定協の協議会で確認していただいた中で、そういう方針のもとに調整した結果について、また後で残す交付金、残すべき交付金、それから、これは取りやめるもの、そういうふうな、ある意味ではそういうものが出てくるのかなと思っておったわけですが、ちょっとそこら辺、私、事務局の考えとは、私の方が勘違いしていたのかどうかわかりませんが、そうある、あった方がわかりやすいのではないかと私は思いますけれども。

**議長** はい。

**伊藤 毅委員** 大館の伊藤です。

非常に事務方のみなさん会長さん副会長さんともに大変な立場かなと思いますが、結果的に比内町も田代町も補助金やこういう交付金の提案をしたんです。町長自ら提案して議会はよしとしてのもっているわけですね。ですから、皆さんが当然住民説明するとき何だと、我々意見であげたものを、まだよくわからないというのなら、結果的に2人とも、市長もそうですけど、怒られる訳ですね。残してくれと必ず言われます。我々もそうです。どうしても首長に頼んで補助金をつけてくれと、こういうふうにする。議会として、それは当局がどうするかということで、我々も今、事務方がおっしゃった事は非常に明快のことです、どうしても、同じようなものを同じにするという1番については賛成だと思います。額の問題は別にして。あと問題は、各市町独自の補助金。この独自にもっているのは、町長みずからの補助金ということ。市長みずからの補助金とよみかえていいわけですよ。このことを、そのときの議会は認めたわけですね。ですから、今、1市2町の議会、議会の中でね、どうしても必要だという部分について、議会に説明をして継続をしたいというふうには当局側が出さなければいけないわけです。一生懸命説明しないと議会は通らないですから今ここで首長方が住民説明を

これからする。三方だと思うんですが。当然、陳情をもらうわけですよ。うちの補助金を減らさないようにと。そういう約束ができないがためにお三方は大変苦んでいるのでしょけれども、ここで絞り込もうと思っても絞り込めないとは私思いますので、基本的な、こういう形を失礼ですが基本的にはどうでもなるということですよ。ですから、基本的な路線だけを決めればいいんじゃないかと思うんです。あとは個々の対応については、当然、新しい予算編成の中で当然残される立場の方々には積極的に財務に説明しながら、そして残していただくと。我々にも補助金支出5%カット等もやっております、補助金の交付等にも問題がありますけれども、それでもまず残すということをお願いされている方々が頑張るわけですので、どうですか？その辺なんかおさまるものでも……。

**議長** 収まるかといわれても、それはわたしも発言したいのですがもなかなかできませんので…お二方と言って頂ければ、ありがたいと思います。

**吉田光明副会長** 今、大館の伊藤さんから大変わかりやすいような、納得できないようなお話をいただきました。

ただ、今こういう基本方針を決めていくというのは大切だと思います。ただ、基本方針に沿って事務局内でいろんな判断を下していくことになると思いますけれども、幹事会の方ですが。その中で、多少の補助金とか交付金については、こういうところは遠慮してもらった方がいいなという意見が出てきたよというお話があればいいんですが、予算がつく、ついたつかなきゃいけないということであれば、さっき吉原さん言ったように、いっそのこと調整しないで予算がつくつかないか首長が決めればよかったのかなというふうに思います。

そういうことで、ある程度基本方針に沿った調整を事務局・分科会だけではちょっと難しいと思うので幹事会あたりで、町のトップの方々がそろってますので、ある程度調整していただければ、納得できない場合は今度、私と佐藤町長さん幹事会に復活セッションに上がりますので動かしていただかないと、基本方針で納得しろとしても、つく！と思ったら、また大館市長がいわなかったからつかなかった、これでは私も町に帰って何も説明できないわけですから、まっすぐに小畑市長にお願いしたいというふうに今からお願いしなきゃならないわけですから、ある程度調整を図っていただいてお話しただければありがたいというふうに。逆に、田代町の場合、補助金が、いくらの補助金、予算が残っていると2割なら2割、3割なら3割というのであれば、また調整の方法もありますし、そういうことで、ある程度出していただかないとなかなか見えないまま納得しろといわれても納得できない部分もありますので、その辺私からよろしくお願い申し上げたいと思います。

**議長** 議長が発言してはいけませんので。

実はですね、この中身には二つあるわけですし、団体に対しての個別の補助金と、それからまた、ある制度としてですね、要綱に基づいてこういうこととする場合に、どれくらい補助しますよという形の二つの補助金があるわけでありまして。ですから、話が非常に見えにくいわけでありまして。第一には、個別に、例えば婦人会に対する補助金もあれば、子育てに関連して乳児保育補助金もあればということです。ですから、その二つの制度があるわけです。それからもう一つ、比内町独自でやってらっしゃる場合の補助金の制度。田代町で独自でやってらっしゃる制度もございます。それが1市2町で合併した場合に、例えば大館で今まで補助金で交付したのについて、1市2町が参加された場合には、2町に対しても同じように補助金をくれるということにもなるんですけども決め方ですけども。例えば同じ大館市に合併した場合です。同じ大館市になって、比内に出さないとか、田代に出さないとなると詐欺になるわけですから。その辺の調整もこれ必要になるということをご理解いただきたいと思います。ですから、今こうしなければ形として一つ一つ出さなければ、我々も地元に戻って説明

ができないということですので、これは基本として補助金、交付金の取扱いについては、今後の調整を行って、調整する場合にはできるだけ必要性、有効性、公平性をみてやっていきたいとしか書いてないです、これについては。

じゃあ、うちの方の補助金は何にも保証はないのかと言われますと、これは当然のことながら、現行の予算編成の中でお互いに話し合いを進めながら、一件ずつ、一つずつ議論していかなければ、まとめて議論ができる性格のものでないものもまたひとつご理解いただきたいと思います。

それから次に、しからば個別の一つひとつの補助金について、この協議会で議論して決めたらどうだと、そういうご意見もございます。もしくは、この協議会で調整結果についてみんなに諮ったらどうだと。諮ることはできます。しかし、議会の議決は拘束できません。そこもご理解いただきたいと思います。

ですから、あくまでも提案件としての、こういうものを提案したいということまでは、努力目標として私が会長の職にあつて、新市の議案の提案権の事務局として私の方から皆様にさらに努力いたしますということをお約束できますけれども、議会の議決はどうなんだということになると、議長さんや議員の皆さんがお見えになっていますけども約束できるとは新議会の議決内容まで誰も約束はできないわけです。

そういった意味で、今お話しいただいた補助金等について一つご提案申し上げたいことは、この補助金、交付金等の取扱いについての基本原則はこういうことにしまして、また、個別の調整の結果について、中間報告という形でですね、これからもまた議論していくと思うんです。恐らく協議会が、実は解散した後もまた出てくる場合があるわけでありまして。なぜかという、ご案内のとおり、合併が終わってない団体が出てきた場合どうするんですかと。合併した場合には、合併した団体に対しての補助金の交付ということになるわけです。ですから、全部がここに出せと言われてもですね、今言ったような実情から難しいんじゃないかと思うんです。ですから、むしろ最大限皆様でいるんなご要望なり協議会で発言していただくなりして、出していただくという形をとってですね、みなさんのご意見を最大限、また住民との話し合いの会に持ち帰ってということにしてですね、できるだけ新市の予算に反映していくことを努力していく提案の場合に十分それを考えて行くことが今できると思います。ま、市長として会長としてどういうふうにかんがえるかと言うことがご意見等としてありましたので私なりに考えをすいませんけど議長として発言させていただきました。申し訳ありません。どうか一つまたご意見をお願いします。

**佐藤賢一郎副会長** この、補助金内容、これを決めることは難しいということは十分わかるんですが、その補助金に係る経費の見込みというのを、多分、この10年間の計画の中には概略ですね、いくらかわからない計画ではできないわけでありまして、そうしますとまず一番いいのは、これ全部やれるのであれば、今までそれぞれが大事だということでやってきたことですから、全部やれば一番いいですね。ただ、これを全部やろうとすると、いくらかのお金がかかる。その予算を取りますということになればできるわけですね。ところが、これを全部やれるという形で予算をとっていくというのは非常に難しい。だから、いくらぐらいの予算は取れるのかということの概略計画は10年間の計画の中にやはり考慮されるということになると思いますね。そのときに、例えば金額は私わかりませんが、これ全部やろうと思ったら1億かかるわけです。でも、8千万しか予算取れない。そうすれば、2,000万分をどう工夫して、その補助金の恩恵というか、それを本当に必要として活動している人たちに、できるだけ負担をかけないように、どうやったらいいんだろうかと、やはり考える必要があると思うんですね。そういうふうなものを精一杯考えて、なおかつ、これとこれは一つにまとめて

やるから個別では交付できないとか、いろんな説明をしたときに初めて住民に納得していただくというような、その辺の過程を通してこのことを決めていかないと、我々の責任が無責任だと言われるし、また、住民の人たちも話を聞いて、これはやむを得ないなというふうな対応もなかなかもらえない。ですから、今これを決めてしまうと、この内容に煮詰める機会が何か曖昧になってしまうということであれば、もう少し継続審議して、この内容をやはり煮詰めて見直しをつけていくという、そういう過程をこの協議会の中でも、もうけてほしいですね。項目はたくさんでありますけれども、実際計算してやっていきますと意外と見えてくると思うんです。大館でやっていることを全部比内田代に発展してやれば今大館でやっていることに対してどのぐらいかかるのかも分かるし、なおかつ比内町と田代町のものをこのままやろうとすればいくらくらいかかるのかというような概略ごとに見ていきますと、これについてこうしたという判断もできますので、もうちょっとこの辺は煮詰めて、できるだけ住民の人たちの意向を何というか、くじくことのないように工夫して対応すると。その時間はほしいなと思いますので。何とかそういうふうにやることできませんでしょうか、事務局の方に要望したいんですけども。

**事務局** 事務局の一存ではちょっとこの場ではお答えしかねますので、財務分科会等1市2町の財政担当課と相談しまして、この次に資料を出せば出していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

**議長** 議論がですね、どうも煮詰まりませんので、一応、今の比内の町長さんの方のご発言ですね、できるだけ煮詰められるものは事務局の方で詰めていきたいと。話し合いもオープンにしていきたいと。地域住民も納得できる材料をつくっていききたいと。これについて、もう一度、事務局の方ですね、資料という形じゃなくて、基本的な考え方の整理、助成金、要綱その他について、合併時または合併後も含めて全体のプロセス、そしてまた内容の検討についてどういうふうに地域住民の納得が得られるようにしていけるのかということを見えるような形で、それを出してくれということではないかと思えます。ほかの意見の、ご意見の委員の皆さんも同じ意見だと思うんです。もちろん、期間内にできるものもあれば、できないものもあるということは皆さんよくご存じだと思うんです。

そういうことで、それではいかがでしょうか。そういうことを含めて検討いただくということで、継続審議ということでしたましよう。ご異議ありますか。恐らく何回にもなると思えます。1回ではできないと思えます。

**伊藤 毅委員** 一つ確認したいのですが。絞り込みの部分はある程度、総枠でいいから全部についてということですか。

**議長** つまり今聞かれていたことは、各々の例えば予算規模はどのくらいになるかとか、大体どうなったかそれからお互いに共通しているものがあつたら、整理がつくものはどういうものがあるかどうかとか、それから1市2町で団体が統合された場合にですね、合併した場合にどういう形になるだろうかと。一定の前提を置いた上での作業は私は可能だと思うんです。

それから、もちろん議会の議決を、新設の議会の議決を拘束することはできませんけれども、当局としてはこういう提案をしたいという考えはそれは拘束しないと。ですから、それが次の28日までにできるかどうか、とてとてもできるものではないと思うけれども、ただ、一つ一つね、整理して、できる範囲は報告しながら、できるだけこの協議会で出てきたものはすべて住民の皆さんののにオープンになるわけですから皆さんの住民説明もだいたい緩和されてくるんじゃないかと私は考えますので、こういう意見をいたしました。はい。

**佐藤照雄委員** 田代の佐藤です。現実的な問題でありますけれども、団体ごとにその合併で調整し

ているしている団体と、その調整が行ってない団体が実際にあるわけです。そうした中で、行政の方の事務レベルだけの話し合いではスムーズにいかないということもあるし、現実という中では団体の方との話し合いがないと進まないと思うんです。実態がわからない部分があるんですけども。その部分の進め方がどういうふうになっているのか。どういうふうになればいいのか。もし、その部分で。

**議長** それね、私今申し上げたのは、そういうプロセスも事務局から明らかにしろと今私申し上げました。どういうふうに進めていくかということ。これはつまり事務局含め新市の議会も踏まえていろいろな意見があると思います。そのプロセスも含めてですね、事務局の方からね、こういうものはこういうものと1件ずつ整理できるものがあればしてもらえればというのが私の提案であります。

いずれ、それでは皆さんにお伺いしますけれども、そういう観点から継続審議にするということによろしいでしょうか。

「異議なし」の声

**議長** 次回を楽しみに待っております、よろしくお願いいたします。

それではですね、協議案件盛りだくさんでございますので、ここで10分間ほど休息をはさみたいと思います。長丁場になると思いますので、休息をはさみたいと思いますので、あの時計で55分から再開したいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

(休 憩)

**司会** 会議を再開したいと思いますので、ご着席をお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願いします。

**議長** それでは、休息前に引き続きまして会議を行います。

協議案第22号、町名、字名の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。はい、どうぞ。

**事務局** それでは、協議案第22号、町名、字名の取扱いについてをご説明いたします。

第7回合併協議会事項の5ページをお開きいただきたいと思います。

協議案第22号、町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

囲みの中が調整方針でございます。

- 1．大館市の区域内の町（字）の区域および名称は、現行のとおりとする。
- 2．比内町の区域内の町（字）の区域は現行のとおりとし、名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。
- 3 田代町の区域内の町字の区域は現行のとおりとし名称は大字を「田代」として、現行の大字の名称を付けない。なお、現行の大字を「田代」とすることにより、小字名称が同一となる場合等については、現行の小字の前に現行の大字の名称を付けることを基本に調整する、としてございます。

次に、参考資料綴り28ページをお開きいただきたいと存じます。

28ページから32ページは、各市町の現況でございます。

28ページ、住居表示実施区域は大館市のみでございます、青葉町以下47がでございます。

29ページ、大字のない区域は、これも大館市のみでございまして、相染沢中岱が53ございます。

30ページでございます。大字名につきましては、大館市が柄沢以下46、比内町が扇田以下13、田代町が早口以下6つございます。

31ページ、32ページは、現行の大字を田代とすることにより、小字名称が同一となる場合の事例について15件、同じ読み方となる小字名称として4件について、それぞれ調整方法について協議してございます。

なお、比内及び田代町の町字の取扱いが異なることにつきましては、それぞれ両町とも庁内での取扱い確認の結果であり、分科会、議会等におきましても両町の意見を尊重するという立場から提案のとおり調整方針とすることとなった次第であります。

33ページは、町字の名称の具体例を示してございます。大館市は合併前、後とも同じです。比内町は、一番上の例によりますと、合併前が比内町扇田字上中島 番地が、合併後では大館市比内町扇田字上中島 番地、こういった形になります。田代町さんは、一番上の例によりますと、合併前が田代町早口字深沢岱 番地が、合併後では大館市田代字深沢岱 番地となります。小字名称が同一となる場合となる例が 印の1から9までの例であります。

34ページから以降は、36ページまででございますが、町名・字名の取扱いに関する法令や実際の変更手続について記載してございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご協議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

**議長** ただいまの説明のございました協議案第22号について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。はい、中村委員。

**中村弘美委員** 大館の中村です。

今、事務局の説明で、比内町にかかわる部分は私、大館市比内町、田代町のことについては、大館市田代というご説明で、それが両町とも納得した上でという話でしたが、単純にどうしてそういうことになったのか、そういう話をですね、していただければと思います。果たして、大館市田代町とならなかった部分についても。

**事務局** 基本的には、比内町さん、田代町さんの考え方を尊重したということでございます。そのまま出させて頂いたところでございます。

**吉田光明副会長** これが決定というわけではないのですが、私どもの考え方というよりも、私どもが町の町内を回って歩いていろいろな話を聞いたときに、小字を残してほしいというよりも、大字の田代を、これは大字として残してほしいという意味でなく、田代という名称を残してほしいという方が結構おりました。比内町さんみたいに、田代町、大館市田代町早口と大字を田代町の前につけて長くする方法もあるという話もありますが、あまり長すぎるのも嫌だし、簡潔にしてほしいし、かつ田代を残してほしいという意見が結構多かったものです。それから、私どもとしては、大字を田代にしながら、字とつづけて。たまたま同じ小字がある大字がありまして、それだけ頭に大字名を残したらどうかというこういう案できましたけれども、ただ、これがこの後も私ども町に帰ってから議論しながら決めていかなければならないと考えておりまして。

あと比内のことは私ちょっとわかりませんので、比内の方。

**中村弘美委員** 今は田代町の部分でのことですので。

**議長** はい、佐藤委員。

**佐藤信行委員** 今の住所表示について、田代の吉田町長さんが考え方を述べられましたが、私は、この会議に出てくるずっと以前から、田代という名前は消えるであろうなと思ってましたし、私がい

ろんな人たちから聞いた意見ではやっぱりそうだなという大方の予想でした。比内町には町をつけて、田代は、町いらないと、何か変則的な考え方じゃないか。私は田代町、町をつけることによって、ただ一文字ですが多くなります。それから、住所の名前は長くなるでしょうが、愛着のあるものですから、是非町がほしいと思います。

**吉田光明副会長** 先ほども申しあげましたように、これは私ども町全体の決定事項でございませぬので、これはから町等で議論もしなきゃならないというふうに考えてございますから、身内からも反対がありましたので、できればそういう形で対応したいなというふうに。比内町さんものかたちがどうあるのかということは、見えてなかった部分もありまして、個別に比内町は比内町、田代は田代という形で対応を出したものですから、この議題に関しましてはその辺、まだまだ調整の余地はあるのかなというふうには思っております。

**議長** ほかにご意見ございませんか。

「なし」の声

**議長** それでは、継続協議ということでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** そのようにさせていただきます。

それでは、協議案第23号、慣行の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明させます。

**事務局** それでは、協議事項の6ページ目をお開き願います。

協議案第23号、慣行の取扱いについて

慣行の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求めるとしてございます。

取扱いの内容でございますが、囲みの中をごらんいただきたいと思っております。

慣行の取扱いについては、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、比内町及び田代町の木、花、鳥及び町民歌は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする、としてございます。

次に、参考資料綴り37ページをごらんいただきたいと存じます。

37ページから39ページまで、1市2町の章、木、花、鳥などの現況を記載してございます。

取扱いにつきましては、大館市の制度に統一し、比内町及び田代町の木、ベニヤマザクラ、秋田スギ、花、カタクリ、ミツガシワ、鳥、比内鶏、ヤマドリ及び町民歌は、それぞれの地域によって継承していくよう努めるとする調整内容でございます。

以上で、慣行の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**議長** それでは、協議案第23号についてご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

**吉田光明副会長** 副会長をやっていて大変質問して申しわけないんですが、比内町、田代町のことをよく十分考えてくれて案を出してくれたというふうに思います。けれども、町民歌をどういう場合に歌うために残すのか、その辺を教えていただきたい。これはそれぞれの町で残していても、ちょっと難しいのかなと思います。もちろん私どもも親しみもありますし、残してくれるというのはありがたいんですが、ただ、大館市になってから田代の町民歌をどういう場合に、まあ残った場合にやると思うんですが、町民歌として、努めて残す形がどうなのか。その辺割り切っていただいてもよかったのかなというふうに思います。たまたま鳥については大館市にないようなので、比内鶏がいいの

かヤマドリがいいのかわかりませんが、そういうのは想定してつくっていてもいいと思うんですが、ある程度、大館市にあるものについてはそれになっていくべきでないのかなと、私は思います。比内町さんの意見もあると思いますが、田代としてはその辺は我慢するところは我慢しなければいけないのかなというふうに考えています。

**議長** 佐藤さんどうします。比内町のご意見といたしまして。

**佐藤賢一郎副会長** この案を見て、こういうことかなというふうなことしか考えてなかったの、何ていうのか、まだよくわからない。

ただ、必要でないものは自然に使われることなく、なくなるということで、そうなるだろうというふうには思うんですけども、町民歌をいつ歌うのと言われるとね、答えに窮しますけれども、ただ、それになじんでいる人たちにすると、これなくなったよとなると、がっかりするということもあるし、よく私はわかりません。どなたか比内の民間の方、明快に答えてくれる方……

**吉田光明副会長** 事務局、残す意味あいを。

**事務局** 今まで継承されてきたこれについて合併したからといってそれをすぐ切り捨てるという形では、それはいきすぎなのかなと。例えば、総合支所にそれぞれの総合支所の中に歌詞を掲示するとか、そういう方法ともあるんじゃないかと。それぞれ考えられる方法ですね。今後、ご意見を聞きながら。

**議長** ちょっとご意見を聞きながらだと、何も慣行について出す必要はないんじゃないの。

**事務局** 今までのすり合わせを踏まえ、事務局では一般的にこういう形でやっていただければと。

**議長** どうですか、吉田副会長。

**吉田光明副会長** 大変ありがたいんですけども、旧田代町民歌としてですね。残す方向には無理があるかと思います。

**議長** そうしますとですね、慣行の取扱いについて、町長さんの意見ただし以下を削除ということですか。

**吉田光明副会長** ない項目としては鳥がないので頑張って早く決めていってもらえればいいなと言うくらいの気持ちがあります。

**議長** ただし以下を削除という今提案がございましたけれども、この点についてほかにご意見ございませんか。はい。

**小笠原 豊委員** 田代町長が、いわれるように削除しても異存はないんですが新市の歴史資料として楽譜ならびにその音声、CDなりで残していただければ、それはそれでいいのではないかと思います。

**議長** そうすると、ただし以下は比内町及び、田代町の町民歌は歴史資料として。

**小笠原 豊委員** ここに明記しなくてもいいと思いますが。

**議長** という付帯意見であります。

この件に関して、ほかにご意見ございませんか。はい。

**佐藤賢一郎副会長** 先ほど急にと言われたので、なんと答えていいか困ったんですけども、だんだん、まず考え方というのはよくわからないんですけども、気持ちで意見を言うとなると、せっかくこういう形で残してくれているということで、地域が今まで大事にしてきたものということであれば、それをそのまま置いておいてもらって、ただ、大館市としての今度は町民歌に変わるか、市民歌であるわけですね。そういうものとか、大館市としての木とか花とか鳥というものが出てくれば、それも当然、それを大事に大事にするということになると思うんですけども、その辺はごく自然に

進んでいくという形の方が、これは気持ちの上でのことだけなんで、それじゃ困るんじゃないのというのがあれば別なんですけれども、ただ、やはり市のものは大事にされていくと、新市になるわけですから、それはそれで大事にしていくことだと思いますけれども、今までやってきたものをそれとなく取っておきましょうと、気持ちの中にまず置いておいてもいいんじゃないですかというのもあるような気がしますので、せっかくここまで残してくれていますので消されるとちょっと残念、そんな感じですよ。

**議長** 両論出てまいりましたね。何かうまいまとめ方がございましたらお願いします。ここに、ただし、比内町、田代町をうんぬん継承していくよう努めるものとする、努力目標として書いているわけでありますので、そうしますと、比内町長さんのご意見は、この表現でもいいわけですね。気持ちとして。ちょっと強いですか。ここ表現どうしましょうか、じゃあ。伊藤委員の努めるものとする。努めるものとするという提案ですけども、この提案はどうなんですか。はい、どうぞ。

**小笠原 豊委員** 努めるものとするという表現にしますと、これは継承していこうというふうな意図が感じられ、努力目標みたいなものになってくると思いますので、残すと言っているものだと思います。ですので、削除してもいいと思いますが、ただ、文章を削除されたとしても旧田代町でマークを出してはいけないとか見せてはいけないとかいうことではないと思いますし、そういうことをつかってもさしつかえないことだと思いますので、それはそれでいいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長** そうしますと、皆さんのご意見をまとめますと、こういうことになります。

合併時に大館市の制度に統一すると。これは、慣行の取扱いについてはこういうことにすると。表面上そうする。しかし、この慣行の取扱いについての協議の中で、できるだけみんな気持ちとしては残してくれた方がという、議論がでてたということをつ記するということになりますね。しなくていい。記録に残す。残さなくていい。残さなくていいですか。ちょっと時間が来ていますので、ただし以下を、これを消去するというご異議ございませんか。

それでは、異議がありますか。できるだけまとめる方向でひとつ発言をお願いします。

**吉原 正委員** 合併するというのは、やはり1年2年でお互いに融和して一つになるというか、やはりある程度時間がかかるものですよ、私はそういう説明会の中でそれぞれ町の意識というか、比内町は比内町の意識というのが、だんだん大館市民としての意識に変わっていく、変わっていく過程というのはどの合併でもあると思います。多分、事務方の方々は、そういうそれぞれ合併される町村の心情を考えて多分こういう形での記載もしたし、こういう協議をしたと思うんですけども、だとすると、私は自然の中でもう田代町民歌、比内町民歌、を歌われなくてもいい。たとえこういう記載をしたとしても。そういう形は、大館のものは気持ちの中に入っていると思うんで、それでそれがこれをそのまま残す、こういう形にしても、あえてこれによって特別田代と比内の意識がなかなか変わらない、そういうことがないような私、気がするんで、抜かしていいのではないかと思いますけれども。

**議長** どうすりゃいいの。継続協議にしましょうか。簡単にしますか。

**荒川邦隆委員** 何としても各自が自然体に望む。そういうことにしませんか。

**伊藤 毅委員** 各自の胸に秘める。

**議長** こういうものは文章で書くものでない。そういうことですが、どうでしょうか。

**吉原 正委員** 比内の人は比内の人が気持ちの中でそういうものを、今までの比内のものを、田代は田代で町民歌というもので、その慣行の取扱いについては、歌ってもさしつかえない。

**議長** まとめ方に苦慮しておりますけれども、ただし以下については削除し、ただし、気持ちの中

で残すということで、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** それでは、そのようにさせていただきます。

次に、協議案第24号、国民健康保険事業の取扱いについてであります。事務局から説明を求めます。

**事務局** それでは、協議事項の7ページ目をお開き願います。

協議案第24号、国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

取扱いの内容でございますが、囲みの中に1番から9番まで調整内容が示されてございます。時間の関係上、参考資料40ページをもとにご説明申し上げたいと思います。40ページをお開き願います。

国民健康保険事業の現況を記載してございます。

1の国民健康保険事業の保険事業につきましては、1市2町で独自の事業を実施していますが、事業内容の調整を図り、合併時に再編する調整内容でございます。

次に、2の各種検診の助成については、大館市で実施している検診、骨粗鬆症、人間ドック、日帰り・1泊2日、それに脳ドックでございますが、これらを国民健康保険事業として実施する内容でございます。その他の検診につきましては、保健センターの保険事業として実施するよう調整を図る内容でございます。

3番目の国民健康保険事業基金については、平成14年度末基金残高は、大館市が約5億7,300万、比内町が約1億5,800万、田代町が約1億7,800万円でございます。合併時には、それぞれ保有する基金を全額大館市に引き継ぐ内容でございます。

4の出産、葬祭に関する給付は、1市2町差異がございませんので、現行のとおりでございます。

5の国民健康保険運営協議会は、委員定数など合併時に大館市の制度に統合する調整内容でございます。

6の国民健康保険健康優良家庭表彰は、比内町、田代町が実施してございますが、継続するかどうかにつきましては合併時までに調整する内容でございます。

次のページ、42ページをごらんください。

次に、7番としまして国民健康保険税については、賦課方式が所得割、均等割、平等割の3方式とし、税率は1市2町で差異がございましたので、平成19年度まで不均一課税とし、平成20年度に統一する内容でございます。納期は大館市の納期に統一する内容でございます。

8の高額療養費貸付、44ページをごらんください。

9の国保出産費資金貸付は、合併時に大館市の制度に統一する調整内容でございます。

次に、46ページから47ページは、国民健康保険事業の取扱いに関する法律の抜粋を記載してございます。

48ページから49ページにかけましては、県内県外の不均一課税期間の事例でございます。県内では本荘由利1市7町合併協議会の5年間、横手平鹿合併協議会の3年以内のめどに各協議会で特例期間は設けてございません。

以上で、国民健康保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**議長** それでは、皆様からどうかひとつご意見、ご質問をお伺いします。はい、どうぞ。

**吉原 正委員** 比内の吉原です。

国民健康保険税の課税賦課方式ですけれども、大館市と田代さんが3方式、比内町が4方式ということで、調整方針としては3方式に統一するとなっておりますけれども、私自身、3方式、4方式の、どういう形でこういう方式になったのかわかりませんが、これの3方式に統一するという過程の中で、何か特別な要綱とかありましたらお聞かせいただきたいと思います。

**議長** 事務局。

**畠沢良一住民部会関係職員** 大館市の保険課の畠沢です。

3方式と4方式ございますけれども、実際の4方式ということは、応益と応能というお話しで、応能というのが、所得割と資産割があります。これが2方式ですね。それから応益、これが2方式ありまして、均等割と平等割ですね。いわゆる均等割と平等割とは1人当たり、それから世帯当たりということで加算されます。そして、今の3方式ということは、資産割、資産に対する割合ですね、これをなくそうということでございまして、まず、ほとんど今4方式取っているところは、小さい町というかですね。そういうことでは4方式。大きい町になれば2方式。いわゆる所得を、あと1人当たりいくらか、こういう形を取っておりますので、大館市も13年度に4方式から3方式にしたわけなんです。そういう現実ですね。議論の中では一応ですね、お互いがいわゆる方式が違うというところはありますけれども、最終的には、やはり負担の不公平化ですね、これを避けるために最終的には早い期間に一本化したいということで、3年間に同じ均一となる形でいきたいということで議論されました。

以上です。

**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

**議長** 特段ないようであれば、お諮りしたいと思いますけれども、協議案第24号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** 異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、協議案第25号、男女共同参画事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局** それでは、協議事項の8ページ目をお開き願います。

協議案第25号、男女共同参画事業の取扱いについて

男女共同参画事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

協議の内容でございますが、囲みの中をごらんいただきたいと存じます。

男女共同参画事業については、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、参考資料綴り50ページをごらんいただきたいと思います。

大館市では、男女共同参画社会推進基本計画を平成15年度に策定済みで、本年度は行動計画の策定を予定してございます。比内町、田代町では、本年度、基本計画の策定を予定してございます。

男女共同参画基準は、合併時には大館市の制度に統一し、男女共同参画社会の推進に努めるとする内容でございます。

51ページには、関係法令を記載してございます。

以上簡単でございますが、男女共同参画事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**議長** それでは、25号案についてご意見、ご質問いただきたいと思います。どうぞ。

「なし」の声

**議長** 特段ないようであれば、お諮りしたいと思いますけれども、それでは第25号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** それでは、異議なしと認め、提案どおりとすることにいたします。

26号であります。国際交流事業の取扱いについてを議題とします。

**事務局** それでは、協議事項の9ページ目をお開き願います。

協議案第26号、国際交流事業等の取扱いについて

国際交流事業等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

取扱いの内容でございますが、囲みの中に1点目から3点目として示してございます。参考資料52ページでご説明申し上げたいと存じます。52ページをお開き願います。

1の国際交流研修に対する助成については、大館市の助成制度とは別に、比内町の比内中学校国連本部視察研修や田代町の中学高校生海外研修事業、広域市町村圏組合で実施しておる中学生海外研修がありますが、事業内容等の調整を図りながら合併時に統一する調整内容でございます。

次に、53ページをごらん願います。

2の姉妹友好都市交流については、田代町が鹿児島県南種子町と平成9年10月に姉妹都市を締結しておりますが、原則として大館市が引き継ぐとする調整内容でございます。

3の外国籍県民等交流サポート事業については、外国籍の住民の方々への生活相談や情報交換、日本語指導などを行います。合併時に大館市の制度に統一する内容でございます。

以上で、国際交流事業の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**議長** ただいま説明のございました26号について、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。どうぞ。はいどうぞ、高坂さん。

**高坂清子委員** 田代の高坂と申します。

参考の方、参考資料の方の54ページですけれども、広報事業の所ですけれども……

**議長** 国際交流の方ですけれども、特段ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

**佐藤賢一郎副会長** 国際交流の大館市の方で継続していくという内容なんですけれども、広域市町村圏組合でやってる事業、これも合併することによって新市の市の事業ということで、この内容のものを派遣事業としては行う、こういう内容になりますでしょうか。大館市の方でやる、今後……違う、ごめんなさい、勘違いしていましたね。これらを全部統合して、そして協議して決めるということなんです。わかりました。失礼しました。

**議長** ほかにございませんか。

「なし」の声

**議長** ないようであれば、事業内容の調整を図り、合併時に統一するというご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** そのようにさせていただきます。

次に、27号、広報広聴関係の取扱いについてを議題といたします。説明をお願いします。

**事務局** それでは、協議事項の10ページ目をお開き願います。

協議案第27号、広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

取扱いの内容でございますが、囲みの中をごらんいただきたいと思います。

広報、広聴関係事業については、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、参考資料綴り54ページをごらんいただきたいと思います。

1の広報事業については、大館市で実施しております広報の月2回発行、インターネット広報、声の広報、点字広報などへ合併時に統一する内容となっております。

次、55ページをごらんいただきたいと思います。

広聴事業につきましては、大館市で実施しているHOT函、e-HOT函、市長と語る会、ふるさと探検号などで合併時に統一する調整内容となっております。

以上で、広報広聴事業の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**議長** それでは、早速、高坂さんどうぞ。

**高坂清子委員** 高坂でございます。申し訳ございませんでした。

54ページの広報事業のところですけれども、声の広報、田代町、声の広報を田代町でも作成しておりますので、何かすり合わせか何かのときに参考になるのではないかと思います、発言させていただきました。申し訳ございませんでした。

**議長** はい、武田さん。

**武田砂代子委員** この声の広報というのは、視覚障害、それから聴覚障害の方々のための広報活動ということでございますよね。大いに広めていただきたい、そういうふうに思っております。特に、声の広報は、テープに取って、私の知っている方はボランティアで、全国的なニュースはよく聞くことができるけれども、地域のいろんなニュースを知ることはなかなかできないと、そういうお話をよく聞いておりますが、ですからボランティアの方が1週間分のニュースをテープに吹き込んで、その方々にもって歩いていると、そういうふうなことも大分前から聞いておりますので、こういうことは、合併することによって今までよりもこういう方々が暮らしやすいという、そういうような環境になってくれればよいなと思っておりますので、大いに広めていただきたい、そういうふうに思います。

**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

**高坂清子委員** ただいまの要望と意見に対しまして大館と田代では声の広報、町の広報、市の広報を作っております。比内さんはまだのようですので、ぜひボランティアの方を召集して入っていただきたいと思ひます。

**武田砂代子委員** 全体にやっていただけますとね。

**高坂清子委員** 今度、大館さんと田代と一緒にいきますので、そういうときはぜひ一緒にあっていただきたいと思います。

**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

**議長** ないようであれば、第27号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** それでは、異議なしと認め、これは原案のとおり決するにいたします。

次に、協議案第28号、納税関係事業の取扱いについてを議題といたします。事務局。

**事務局** それでは、協議事項の11ページをお開き願います。

協議案第28号、納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

取扱いの内容でございますが、1から6まで記載してございますが、参考資料綴り55ページの方で説明申し上げたいと存じます。56ページをごらんいただきたいと存じます。

1の納税貯蓄組合については、合併時に大館市に統合する調整内容でございます。

2の納税貯蓄組合長報酬額につきましては、合併時に大館市の額に統一する調整内容でございます。

3の納税貯蓄組合連合会につきましては、合併時に大館市に統合する調整内容でございます。

4の補助金、奨励金でございますが、それぞれ組合に対する補助金、奨励金は合併時に大館市の制度に統一する調整内容でございます。

57ページをごらん願います。

5の前納報奨金でございますが、合併時に廃止する調整内容でございます。大館市では、平成12年度から廃止してございます。

次に、6の口座振替でございますが、金融機関または郵便局を利用いたしますが、合併時に大館市の制度に統一する調整内容でございます。

次に、60ページから61ページにかけまして、関係法令を記載しております。

以上で、納税関係事業の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**議長** ただいま説明がありました協議案第28号について、ご意見、ご質問をお願いいたします。はい、どうぞ。

**佐藤信行委員** 簡単な質問でございますが、納税組合の数が田代町でいくと70組合。その下の報酬が5,700円となっておりますが、それは70組合の組合長に5,700円、こういう計算になるわけですが。町の組合長に5,700円ですか。田代には常会といっておりますが、常会の数が70あれば70の組合長に5,700円ということでしょうか。

**事務局** そのとおりでございます。

**議長** ほかにご質問、ご意見ございませんか。はい、仙台委員。

**仙台隆義委員** 57ページの前納報奨金については、合併時に廃止するという今説明がございました。今日、地方税についても協議されましたけれども、やはり税金というのは非常に大切な財源でありますし、やはり増収のためにも、また、税金を確保するためにも、この奨励金は私は必要と思いますが、

大館市さんは12年度で廃止されたと。この廃止された理由と、また、今回の合併時に廃止するという提案とすり合わせの結果と2つの意見を聞きたいんですが。

**議長** 事務局。

**事務局** 前納報奨金、これについては県内の市町村によっての口座振替に振り替えてお願いするという形で納期を提案してございますので、廃止の方向だというふうに聞いています。それで、1市2町の担当がすり合わせをして廃止という方向になったものでございます。

**山本 貢総務部会長** 大館市の山本ですが、今の質問について。

この前納報奨金の関係については、県内の市はほとんどやめてございます。それで、大館もならいまして。これはなぜかといいますと、住民訴訟等が起きましてですね、この報奨金の支払いについてはほとんど負けてきている状態なんですよ、したがって法的に非常に不利なんですけども今の流れの中では法律違反ということで。前納報奨金そのものが廃止の方向でですね、ということで廃止にいたしました。そういう意味で、今の合併で契機にして新市でも廃止するという形であります。

**議長** よろしいですか。

**仙台隆義委員** 実は私、今なぜこういうご意見を出すかといいますと、非常に納税組合の話題になってあれなんです、いわゆるこれまでの納税組合に対する手数料といいますか、奨励金といいますか、恐らくここ最近減っていると思ひまして、やはり納税の奨励ということを考えた場合には、組合の部分であれば、やはり報奨金というものは残すべきだと考えますけれども、いろいろ新しい市の状況を見ると、流れがそうなったと思うんです。だから、そこら辺の納税組合の皆さんに入っておられない人の方の、いわゆる報奨金についての理解というのは非常に時間のかかるものですが、そういう心配はございませんか。

**議長** 事務局。

**事務局** ただいま総務部会・部会長の方から話がありましたように、全国で訴訟の問題が出ております。税金を払うのはみんな平等でないかという中で、法律に伴って報奨金を払うのは違法だという問題が出てきてございますので、その流れの中でこのような形で廃止して、対処していきたいというものでございますので、ご理解頂きたいと存じます。

**議長** それはそれでいろいろな流れがあるでしょうけれども、奨励策として十分かということを知っているわけで、十分なのかという質問です。

**事務局** 組合に対しては、補助金、奨励金という形で56ページの4番の方で調整してまいりたいと考えてございますので、ご理解を願いたいと思います。

**議長** はい、伊藤委員。

**伊藤 毅委員** 実は、議会で我々も問題になりました。相談員でしたけれども。今、山本部長が言いましたように、ほとんど訴訟に負けているということです。裁判所事例がきちっと我々のところに提示されまして、勝ったためしが無いというのがひとつです。個人的に我々は組合の、納税組合の返還もまもなくなくなるだろうと思うんです。というのは、組合に入っていない方々には、やはり言われますが、本来、完全に納めなければいけないものを優遇するというのは、平等の観点から申しますと、税の平等で申しますとやはり負けるのではないかと。ただ、今、仙台委員さんが言いましたように、我々戻し金で旅行に行ったり和気あいあいと地域をまとめていますけれども、私もだんだんこれがなくなるので有効に使わなければいけないと地域に説明していますけれども、そういう説明を受けますと、じゃあすぐにやめましょうと。一番最初に市の職員が納税組合をつくりまして、全員天引きですから満額になって、多額の返戻金をもらって、それで飲み食いをしているという部分もありましたけ

れども、その部分でも反省せよといたしましたので、いろんな部分で納税組合そのものが問題になってくるのではないかと思います。

**議長** 飲み食いはどうかはわかりませんが、ということですが、よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

**議長** ないようであれば、協議案第28号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** それでは、そのように決めます。

次に、協議案第29号、生活保護事業の取扱いについて。

**事務局** 協議事項の12ページ目をお開き願います。

協議案第29号、生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

これは取扱いの内容でございますが、囲みの中をごらんいただきたいと存じます。

生活保護事業については、合併時に大館市の制度に統一する（比内町、田代町分は合併時に県から引き継ぐ）、としてございます。

次に、参考資料62ページをごらんいただきたいと存じます。

生活保護法第19条の規定により実施されております事業を、比内町、田代町が合併時に秋田県北鹿福祉事務所から引き継ぐとする内容でございます。

次に、63ページから64ページにかけましては、関係法令を記載してございます。

以上で、生活保護事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**議長** 29号について、それではご意見、ご質問等ございましたらば、発言をお願いします。

「なし」の声

**議長** なしということですが、それでは原案のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長** それでは異議なしということで、協議案第29号は原案のとおり決することにいたします。

以上で、本日予定されました協議事項は終了いたしました。

続きまして、本日皆さんにお配りしました次回の第8回合併協議会協議事項の協議案第30号、合併の期日についてを事務局から説明いたします。

**事務局** 皆様のテーブルに今日お配りした資料でございます。クリップで止めてある資料でございますが、上の方が第8回合併協議会協議事項ということでございます。下の方は参考資料（案）で、第8回合併協議会協議事項となっている内容でございます。

それでは、上の方にあります第8回合併協議会協議事項ということで1ページをごらんいただきたいと存じます。

協議案第30号、合併の期日について

合併の期日について再協議を求め、としてございます。

囲みの中でございますが、第2回合併協議会、平成16年4月9日の確認内容についてでございます。これにつきましては、前回、比内町さんの加入の第6回合併協議会で再確認をいただいた事項でございます。

内容につきましては、合併特例法の特例措置期限である平成17年3月31日までの合併を目指す。ただし、法律が改正された場合は改めて協議する、ということございました。それで、合併特例法の改正等、合併三法につきましては、皆様に先にお配りしてあったところでございますが、参考資料の方に関係の条文を掲げてございますので、参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する改正の概要について、平成16年5月19日に国会で成立したものでございます。

合併期日に関する事項

#### 1 現行合併特例法の経過措置

平成17年3月31日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては現行合併特例法の規定を適用することとする、という内容でございます。

2は、施行期日でございますが、現行合併特例法の経過措置に関する規定は、公布の日（平成16年5月26日）から交付されます。

以上、合併特例法の一部が改正されましたことに伴いまして、次回に合併の期日について協議お願いしたいということでございます。よろしくお願い申し上げます。

**議長** 次回の協議事項でございますけれども、委員の皆さんからご質問等ございましたらお願いいたします。

「なし」の声

**議長** それでは、その他の事項でございますけれども、委員の皆様から何かございますか。

「なし」の声

**議長** ないようであれば、事務局から何かありますか。はい。

**事務局** 合併協議会の開催日お願いでございます。

次回の第8回合併協議会の開催日でございますが、次回、8月24日の火曜日でございますが、午後1時30分から田代町の総合開発センターで開催をお願いしてございます。

それから、第9回の合併協議会でございますが、9月14日、火曜日でございます。午後1時30分から大館市の秋北ホテルで開催予定してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

**議長** これで、本日の協議はすべて終了いたしました。長時間のご協力、大変お疲れさまでござい

ます。

第7回合併協議会を皆様の協力のもとに無事終了することができましたことを、改めてお礼申し上げます。今お話しございましたけれども、8月24日、9月14日に予定してございますので、どうかよろしく願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

**司会** 大変お疲れさまでございました。

これをもちまして、第7回大館市・比内町・田代町合併協議会を閉会いたします。

長時間にわたり誠にありがとうございました。

午後5時00分 閉 会

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員

